

# 京都市会基本条例（案）への市民意見に対する 京都市会の考え方（案）

- 意見募集期間 平成25年11月13日（水）～平成25年12月13日（金）
- 意見募集結果 応募者数 222名（御意見数 446件）

## 目次

御意見の区分	ページ番号	御意見の件数
1 御意見を踏まえ、修正することとしたもの	P1～P4	14件
2 御意見として賜るもの		
（1）条例全体に関する御意見	P5～P13	91件
（2）「前文」に対する御意見	P14～P16	26件
（3）「第1章 総則」に関する御意見	P17～P18	20件
（4）「第2章 市会の位置付けと役割」に関する御意見	P19～P21	32件
（5）「第3章 議員の位置付けと役割」に関する御意見	P22～P25	40件
（6）「第4章 市民と市会との関係」に関する御意見	P26～P34	88件
（7）「第5章 市長等と市会との関係」に関する御意見	P35～P37	18件
（8）「第6章 議会運営の原則等」に関する御意見	P38～P41	24件
（9）「第7章 市会の権能強化」に関する御意見	P42～P45	34件
（11）「第8章 議員の定数及び議員報酬等」に関する御意見	P46～P47	27件
（12）「第9章 補則」に関する御意見	P48～P49	10件
3 条例と直接関係のない御意見	P50	22件
合 計		446件

# 1 御意見を踏まえ、修正することとしたもの

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(1) 「前文」に対する御意見		
1	<p>京都市が、前文に「皇室」や「(京都)御所」のことを書かないのは理解できない。悠久の歴史と並べて「皇室」や「(京都)御所」について書くべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、市会改革推進委員会において議論した結果、前文の最初の文章に、以下の下線部のとおり文言を加筆します。  <u>「京都市は、御所や二条城が所在するなど、政治と文化の中心として栄えてきた地であり、悠久の歴史と多彩な文化(以下略)」</u></p>
2	<p>文筆家としての勝手な所見であるが、語呂も考えて、若干文章の補訂をさせていただく。            (1行目)「伝統」を「有形・無形の伝統」とする。            (1行目)「多様な産業」を「多種多様な産業」とする。            (4行目)改行しない。            (6行目)「その一つの例は」を「その顕著な例は」とする。            (6行目)「明治期」を「明治初期」とする。            (7行目)「社会福祉」を「社会生活の規範」とする。            福祉という言葉は、明治7年が初見である。今では通用するが、当時の内容の表現としては、隔絶感がある。            (9行目)「機能している」を「機能を果たしている」とする。            (10行目)「それぞれの地域で」を「各地域で」とし、「自治の機能が」を「それぞれに自治の機能が」とする。            (13行目)「会議」は「本会議」ではないか。            (15行目)「それに加えて」の「それに」を削除し、改行しない。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文について、以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「伝統」を「有形・無形の伝統」とします。</li> <li>・「多様な産業」を「多種多様な産業」とします。</li> <li>・「殊に～」の文章を改行しないこととします。</li> <li>・「その一つの例は」を「その顕著な例は」とします。</li> <li>・「明治期」を「明治初期」とします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「機能している」を「機能を果たしている」とします。</li> <li>・「それぞれの地域で」を「各地域で」とします。</li> <li>・「自治の機能が」を「それぞれに自治の機能が」とします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「それに加えて」の「それに」を削除し、この文章を改行しないこととします。</li> </ul> <p>なお、「社会福祉」という文言を「社会生活の規範」という文言に置き換えるという御意見については、市民の皆様にとって、「社会福祉」という用語の方が分かりやすいと考えます。            また、「会議」という文言を「本会議」に置き換えるという御意見について、「会議」は、法律用語では「本会議」の意味で用いられるものです。</p>

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>&lt;明治期の自治に関する御意見&gt;</b>		
3	<p>第2段落及び第3段落において、京都特有の自治の伝統の一つの例として、番組(学区)について記載しているが、現在の京都独自の自治の姿は、明治期にまで遡らなければ示せないような脆弱なものだろうか。もし、そうであると京都市会が考えているとすれば、「京都市会のこれまでの改革の取組は、京都市会の活性化に大きな役割を果たしてきた」というものの、京都独自の自治にどのように貢献してきたのか、という疑問も生じかねない。</p> <p>前文は、この条例の精神を示す場とも考えられるので、帝国憲法下での「自治」を引き合いに出すことなく、現在の「京都独自の自治の姿」を批判的に止揚するところから、未来に向けたあるべき「京都独自の自治の姿」を実現しようとする市会を、京都市会の英知を結集して、示していただきたいと思う。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、市会改革推進委員会において議論した結果、前文について、以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年(1889年)6月14日に第1回の会議を開き、以後、長きにわたり議決機関としてその役割を果たしてきた。」の「長きにわたり」を削除します。</li> <li>・「これまで京都市会は、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、市会改革に積極的に取り組んできた。」の「これまで」を「この間」に修正します。</li> </ul>
4	<p>第2段落及び第3段落において、京都特有の自治の伝統の一つの例として、番組(学区)について記載しているが、これは、現行の憲法下の自治の不連続な事例であろうと考える。この条例案を検討している市会改革推進委員会の委員にとって、その不連続性は自明なのかもしれないが、「京都特有の自治の伝統」に明るくない「新住民」や全世界から京都を訪れる人々にとって、その不連続は自明とは言い難いと考えられる。この不連続性は、言語化され、示されないと、ワールドワイドな視点からすれば、大きな誤解(明治期の「自治意識」がそのまま現在の京都市民の自治意識であるといったような)を招くおそれがある。</p> <p>特に、前文の全体が19行であるのに対して、番組(学区)に関する記載は、4行(第2段落)あり、前文の5分の1を占めている。さらに、5段落目の「市制施行後の明治22年」の表現を含めると7行となり、前文の3分の1を、旧帝国憲法下での「自治」に関する言説が占めている。</p> <p>この条例案を検討している市会改革推進委員会の英知を結集して、未来及び世界に開かれた京都の議会基本条例の前文としてふさわしい、ワールドワイドな視点からの前文の再考を望む。</p>	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
5	<p>第5段落において、「市制施行後の明治22年(1889年)6月14日に第1回の会議を開き、以降、長きにわたり議決機関としてその役割を果たしてきた」とされているが、これは不適切だと考える。</p> <p>これでは、明治22年以来、地方自治があり、それを今日まで引き継いでいると読めるが、歴史認識として誤解を招く。</p> <p>明治時代の地方制度は、住民に自治への参加が保障されてはいなかった。当時、選挙権があったのは戸主で、25歳以上の男子であり、税を2円以上納める者にしか選挙権がなかった。大正14年に普通選挙制度が実現したが、女性の参加は認められていない。市長の選出も、任命権は内務大臣にあった。これで、今日につながる「地方自治の機関」と言えるのか。</p> <p>また、「議決機関としてその役割を果たしてきた」としているが、天皇制政府の下で、「天皇の意思」を住民に徹底することをその主たる任務としていたのではなかったのか。自治体が侵略戦争に住民を動員する役割を果たしたことを見れば、明らかではないのか。</p>	
<b>(2) 「第1章 総則」に関する御意見</b>		
6	<p>第1条について、「議会に関する基本的な事項」とあるが、議員の規範も含まれているので、この用語では目的として不十分である。</p>	<p>御意見を踏まえ、より正確な表現とするため、以下の下線部のとおり第1条に文言を加筆します。</p> <p>「この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会(以下「市会」という。)及び京都市会議員(以下「議員」という。)の役割を明らかにするとともに、<u>議会及び議員</u>に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。」</p>
<b>(3) 「第4章 市民と市会との関係」に関する御意見</b>		
7	<p>章名について、(第5章も含めて)市民、市会、市長の記載順序に決まりはあるのか。並立ではあるが、第4章で市会が後ろになっている点が気になった。選挙で選ばれた市会であるので、前に記述する方がよいと思う。</p>	<p>地方自治法においては、住民自治の担い手である「住民」について規定した後に、住民の代表である議員から構成する「議会」について規定し、最後に市長等の「執行機関」について規定しています。</p> <p>御意見を踏まえ、この条例においても地方自治法と同様の記載順とすることとし、第4章の章名については条例案どおり、第5章の章名については「市長等と市会との関係」を「市会と市長等との関係」に修正します。</p>
8	<p>第9条について、「市民の参画」が市政へなのか、市会へなのか条文では分かりにくい。</p>	<p>御意見を踏まえ、第9条(見出しを含みます。)について、「市民の参画の機会」という文言を「市民の市政への参画の機会」という文言に修正します。</p>
9	<p>第9条について、「市民の参画の機会」とあるが、意見募集リーフレットの解説を読んで初めて「市政への参画」だと分かるのは不親切であり、条文にも「市政への参画」と明記すべきである。</p>	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
10	第14条第2項は、「市会は、総合的な情報の公開を推進するため、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努めるものとする。」の方がよい。	御意見を踏まえ、第14条第2項について、「市会は、総合的な情報の公開を推進するため、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努めるものとする。」に修正します。
<b>(4) 「第5章 市長等と市会との関係」に関する御意見</b>		
11	第5章の章名について、「市会と市長等との関係」とすべきではないか。	地方自治法においては、住民自治の担い手である「住民」について規定した後に、住民の代表である議員から構成する「議会」について規定し、最後に市長等の「執行機関」について規定しています。 御意見を踏まえ、この条例においても地方自治法と同様の記載順とすることとし、第5章の章名については「市長等と市会との関係」を「市会と市長等との関係」に修正します。
<b>(5) 「第6章 議会運営の原則等」に関する御意見</b>		
<b>&lt;委員会の政策提案に関する御意見&gt;</b>		
12	第20条第4項について、「市政の課題に関して議論」ではなく、「研究が必要な事項の有無を議論」と書いてあり、意味が分からない。委員会から、いつでも市長等に直接政策提案を行うという内容でよいのか。	委員会において、市政の課題に関し議論することは当然のことであり、第20条第4項では、そこから更に一步踏み込んで、市政の課題に関し研究が必要な事項があれば、それについて研究し、研究した内容を基に、市長等に対して委員会として政策提案を行うことを定めたものです。
13	第20条第4項の「研究が必要な事項の有無を議論し」について、「議論し」よりも「検討し」とする方が良いのではないか。	御意見を踏まえ、規定内容をより分かりやすいものとするため、以下の下線部のとおり文言を修正します。 「 <u>委員会は、市政の課題に関し研究が必要であると認める事項がある場合は、その内容について研究及び議論をし、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。</u> 」
14	第20条第4項について、「努めるものとする」ではないため、積極的に政策提案をしない状態は条例違反となるが、その解釈でよいのか。	御意見を踏まえ、規定内容をより分かりやすいものとするため、以下の下線部のとおり文言を修正します。 「 <u>委員会は、市政の課題に関し研究が必要であると認める事項がある場合は、その内容について研究及び議論をし、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。</u> 」

## 2 御意見として賜るもの

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>(1) 条例全体に関する御意見</b>		
<b>① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの</b>		
1	「市会は」の主語は、誰の責任となるのか不明であり、責任ある者を明確にする。	議会は合議制の機関であることから、責任の所在は、「京都市会」そのものにあります。
2	第4章で市民と市会との関係、第5章で市長と市会との関係を定めているが、市長と市民との関係については定めないのか。二元代表制の下で市政が動いている以上、市会と同様、市長と市民との関係性については定めるべきだと思う。	第1条の「目的」に定めるとおり、この条例は、議会及び議員に関する基本的な事項を定めるものであるため、この条例で市長と市民の関係について規定するものではありません。
3	賛同するが、市民のメリット、議員・議会の責任・義務・規則など、具体的な事例を挙げてほしい。	この条例を制定することにより、京都市会の基本理念や目指すべき方向性が明確になるとともに、インターネット議会中継の推進(第13条)や専門的な知見の活用(第22条)など、市会改革に関する根拠条文が定められます。これらの取組は、市会の権能の充実・強化や、開かれた市会の推進に資するものとなります。 条文内容によっては、抽象的な表現にならざるを得ないものもありますが、具体的な取組については、特に第4章や第7章において示しています。
<b>&lt;「市民」の用語に関する御意見&gt;</b>		
4	「市民」、「住民」の定義付けがされていない。	この条例の第3条において、「議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である」、また、第9条において、「主権者である市民」と規定しているとおり、ここで言う「市民」が「日本国民」であることは、定義を置かなくとも明らかです。 なお、「市民」という用語は、条例で一般的に用いられる用語です。
5	「市民」の定義を明確にする必要がある。明確にしないと、京都市に在住しない人たちに市議会が誘導される。	
6	「市民」とは、「京都市に住民票があり、かつ、選挙権を有する者」との定義が必要である。	
7	「市民」は、日本国民に限ると明記してほしい。	
8	この条例の根拠として、「日本国憲法第92条」及び「地方自治法」の名を出すのであれば、条例で用いられている「市民」という言葉は現行法にはないため、この条例が法の範囲を超えと言わざるを得ない。法や条例を扱う議会が、法にない用語を安易に使用するべきではない。条例中の「市民」は全て「住民」に置き換える。	
9	日本において、主権者は「日本国民」である。「住民」ではない。まして、「市民」は法的にもあり得ない。主権者を市民と表現するのは、憲法に違反している。	
10	「市民」、「住民」は、日本国民、日本国籍を有する者に限ると明記してほしい。	
11	(第6条第2項)京都市会議員政治倫理条例において、「市民」という言葉を使用しているが、法にない「市民」という言葉を使用した条例が、議会に関する条例の中に用いられるのはおかしい。倫理条例中の「市民」を「住民」に変更するべきである。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方	
12	(第9条)市民の参画について、「市民」ではなく、「日本国籍を持つ住民」であるべきである。		
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>			
13	情報の共有と透明化を進める議会基本条例に大いに賛同する。	御意見として頂きました。ありがとうございます。	
14	「市民に開かれた議会」を今まで以上に築きあげるために、議会基本条例は絶対に必要だと思う。		
15	前向きな意識を啓発する条例として、とても良いと思う。		
16	議会の仕組みを明文化し、分かりやすくした点が良いと思う。		
17	市会運営に関することを明らかにしている。		
18	議会人の在り方を示すものである。		
19	市民及び市会の役割を明確にして、市政運営に当たってほしい。		
20	地方自治を進めるうえで重要であり、大いに期待する。		
21	全体的に素晴らしいと思う。		
22	良い条例である。		
23	条例として制定されることは、ありがたい。		
24	概ね結構な案である。後は議員の切磋琢磨が必要である。		
25	適正な条例ができることを期待している。		
26	100%のものはない。修正されながら、より良くなればよいと思う。		この条例では、第32条において、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じて、条例の改正も含めて適切な措置を講じることを定めています。
27	全般的には、特に問題はないと思う。ただし、状況に応じて見直しができるようにしておく必要がある。		
28	議会の改革を積極的に進めることに賛同である。頑張ってもらいたい。	今後とも、京都市会の権能を高め、市民の皆様からの負託にこたえるよう努めていきます。	
29	今後も、市民の代表として、行政へのチェック機能の強化と共に希望ある京都市のために、議員及び事務局には、スピード感とバランス感覚のある議会運営を期待する。		
30	力強く進めてほしい。		
31	頑張ってもらいたい。		
32	市会が市民の負託にこたえるために努力していることに敬意を表する。		
33	地域住民として、関心がある。		
34	基本的には良いと思うが、もう少し細部まで定めてほしい。	この条例は、議会及び議員に関する基本的な事項を定めるものであり、抽象的な表現にならざるを得ない部分もありますが、具体的な取組については、特に第4章や第7章において示しています。 また、この条例では、議会に関する専門的な用語が多く、難解な印象を与える場合があると考えます。条例の推進に当たっては、解説したものを広くお示しするなど、市民の皆様にとってこの条例が分かりやすいものとなるよう、努めていきます。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
35	内容について、理解はできた。	
36	内容について、議員から説明を受け少し理解できたが、非常に難しいので取っ付きにくいというのが正直な感想である。しかし、重要なものであると思う。	
37	当たり前のことが書いてあるように思う。	
38	もう少し分かりやすい言葉であればよいと思う。	
39	言語が難解であった。	
40	関心はあるが、よく分からなかった。	
41	よく分からない。	
42	具体性に乏しい。例示がないので、よく理解できない。	
43	発揮するところは、もっと明確にしてほしい。	
44	列挙されている条例文としては総合的に妥当だと思うが、よく分からない。	
45	少しは分かったが、全体として分からなかった。	
46	議会の改革を積極的に進めると言っても、現段階では具体的な内容が見えないので、まだ関心が低い。	
47	大切なことであると思うので、分かりやすい言葉にして、市民に伝え続けてほしい。	
48	今まで条例がなかったことが不思議である。	<p>地方自治法等の規程に加えて、京都市会では、議会活動や議員に関して個々に規程を定めており、それらに基づいて議会を運営し、議会としての役割を果たしてきたところです。</p> <p>この条例は、市会及び議員の役割等を明確にするとともに、市会改革の理念や方向性を示すことで、京都市会の権能を高め、市民の皆様からの負託により一層こたえていくために制定するものです。</p>
49	良いことであると思うが、今までの昔の市会議員は何をしていたのか。今頃このような条例を作るのは、昔、しっかりとできていなかったからだと思う。	
50	この条例がなかった今までは、何に基づいて議会を運営していたのか。遅いくらいである。	
51	今まで条例がなくても議会運営ができていたことは不思議であるが、当たり前のことでも条例を制定した方がよい。	
52	今までなかなか進まなかったことが、少しずつ前へ進み始めていると感じる。あとは、より具体的に市民に報告、開示していくことが大切だと思う。法律が決まっても、それがどうなったのか、そのことでどう変わっていったのかがうやむやにされていく社会の中で、より良い方法で進めていかれることを期待している。	<p>この条例では、第32条において、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じて、条例の改正も含めて適切な措置を講じることを定めています。今後とも、京都市会の権能を高め、市民の皆様からの負託にこたえるよう努めていきます。</p> <p>また、京都市会の活動が、より市民の皆様にも伝わるような情報発信に努めていきます。</p>
53	立派な基本条例ができて、実行が第一である。	



番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
54	投票率が上がるように、ほかの国や地域の取組を参考にして頑張してほしい。投票率が低いままでは、この条例は本当の意味では存在意義がないことになってしまう。主権者の意識の向上も同時に頑張してほしい。	選挙の投票率の向上については、市会改革推進委員会においても議論しており、大きな課題であると認識しています。市民の皆様により京都市会に関心を持っていただけるよう、努めていきます。
55	正式に決まった時に、市民に分かりやすい内容で発信されることを望む。	京都市会の活動が、より市民の皆様にも伝わるような情報発信に努めていきます。
56	知らないことばかりであった。	
57	何をしているのか分からなかったので、勉強になった。市民のために頑張してほしい。	
58	知らないことばかりで勉強になった。	
59	今までは、市議会のこと等には余り関心がなくて、見たり、聞いたりすることはなかったが、これからは少しは興味を持ってみようと思う。	
60	多くの市民は仕事を持ち、議会に参加できないから、選挙により議員に議会運営を委任している。市民全員が参加して、議会を行うことが不可能である限り、当然、選挙で選ばれた議員が、議会運営に今までどおり責任を持ってほしい。	議員が、市民の代表として、市民の皆様からの負託にこたえることを使命とすることについては第5条に定めており、御意見の趣旨は含まれています。この条例は、市会及び議員の役割等を明確にするとともに、市会改革の理念や方向性を示すことで、京都市会の権能を高め、市民の皆様からの負託により一層こたえていくために制定するものです。
61	予算と時間の無駄遣いである。議員と市職員の貴重な時間と労力を、ほぼ全国一律の条例ではなく、もっと大切なことに使ってほしい。	この条例は、市会及び議員の役割等を明確にするとともに、市会改革の理念や方向性を示すことで、京都市会の権能を高め、市民の皆様からの負託により一層こたえていくために制定するものです。 なお、京都市会では、京都ならではの議会基本条例を制定するという観点から、前文において、歴史を遡り、京都特有の自治の伝統について言及しています。また、市民の皆様との関係を重視した内容としたことや、大学の多い京都の特性をいかし、専門的知見の積極的な活用を定めたことが特徴です。
62	市議会が最高法規決定機関である。京都市議会基本条例は、「市議会」の下部に位置する条例である。	
63	必要ない。	
64	ほぼ全ての条文に問題がある。廃案にすべきである。	
65	条例案に大いに反対であり、絶対に許可してはならない。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>&lt;条例制定の趣旨、目的等に関する御意見&gt;</b>		
66	意見募集のリーフレットを読んでも、導入の背景、趣旨、市民生活への影響がよく分からない。	地方自治法等の規定に加えて、京都市会では、議会活動や議員に関して個々に規程を定めており、それらに基づいて議会を運営し、議会としての役割を果たしてきたところです。 この条例は、市会及び議員の役割等を明確にするとともに、市会改革の理念や方向性を示すことで、京都市会の権能を高め、市民の皆様からの負託により一層こたえていくために制定するものです。 条文内容によっては、抽象的な表現にならざるを得ないものもありますが、具体的な取組については、特に第4章や第7章において示しており、インターネット議会中継の推進(第13条)や専門的な知見の活用(第22条)など、開かれた市会の推進や市会の権能強化に資する取組についての根拠条文を定めています。
67	制定の趣旨、目的が当然のことばかりで、今更という感じがする。議員が誠実に活動していれば、このような条例は不要ではないか。	
68	条例の制定に賛成する。しかし、なぜ、今更このような条例を必要とするのか、住民を原点に考えることが必要である。例えば、現行ではこのような不都合があって、という説明がないのが不満である。	
69	この条例が基本条例であるからか、少し抽象的であった。そのため、この条例を制定する目的及び意図が余り伝わらなかった。	
70	日本国憲法と地方自治法だけではなげうまくいかないのか、意見募集のリーフレットだけでは読み取れない。	
71	今までこの条例がなく、うまくいかなかった事柄を挙げて説明してほしい。	
72	条例は雰囲気では制定するものではなく、「京都ではこのような理由で条例が必要です」と説明してほしい。	
73	なぜ必要なのか、よく分からない。	
74	今なぜこのような条例を作らなければならないのか。	
75	条例がなければ支障があるのか。急ぐことはない。ストップする。	
76	この条例を制定しないとできないことを、「第〇条」で明記し、条例でなくてはならない理由の解説を付けるべきである。この条例を制定する理由のような説明はあるが、それでは不十分であり、新たな条例でなくてはならない理由を明記すべきである。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
77	<p>意見募集リーフレットの表紙によると、「議会運営のルール作りや議会の新たな情報発信など、京都市会のこれまでの改革の取組は、京都市会の活性化に大きな役割を果たしてきた」とされている。「京都市会の役割や、京都市会を構成する議員の役割を明確にすることに、議会基本条例を制定する大きな意義が」あることはあるとしても、これまでの改革の取組が、市会の活性化に大きな役割を果たしてきたにもかかわらず、なぜ今、この時期に、あえてこの条例を制定しようとするのかが分からない。</p> <p>リーフレット中の「全国で議会基本条例を制定する動きが広がっている」から判断すると、全国に合わせようとするものではないか、とさえ感じられる。</p> <p>一方で、前文をはじめとして、京都市の独自性を示そうとしているように思えるが、それならば、全国の自治体の大半で同様の条例が制定されたとしても、これまで培ってきた京都独自の自治の精神にのっとった議会運営を持続すればよいのではないか。この条例を制定する意味が、更に明確に市民目線から示される必要性を感じる。</p>	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
78	<p>「議会機能の充実・強化及び開かれた市会のより一層の推進を図るため」の委員会が、なぜ「改革」という命名になったのか、実に理解しがたい。大げさである。現状を充実させること、何かの一層の推進がすごいことのような印象を与えているが、条例の内容を見ても、結局は、至らない議会に対し当然のことをマニュアルにただけではないのか、との感想しかない。</p> <p>全国的に議会基本条例を制定しているということは、日本の地方議会が駄目になっていると言わざるを得ない。専門的なことから生活に至るまでを、有識者や住民に頼らないと分からなくなっている議員が増えたための条例としか言いようがない。</p> <p>「改革」の意味をあえて調べても、「従来の制度などを改めてより良いものにする」とある。この条例が本当に改革なら、以前からのどこを改めたのか、どこが住民にとって良くなるのかを条例第3条(5)にあるとおり、「充実した調査研究」を基にした資料を作成して示すべきだと思う。まだ条例が制定されていないから、「充実した調査研究」ができない、では住民の信託は得られない。</p> <p>意見募集リーフレットの表紙に「京都市会のこれまでの改革の取組は、京都市会の活性化に大きな役割を果たしてきました」と確実な成果があるように明記されているので、具体的に改革してきた内容と成果が分かる資料を用意してほしい。</p> <p>そのうえで、この条例を制定しないとこれまでの取組が後退し、継続されないと考えられる根拠を示してほしい。本来なら、このような条例がなくても問題ないくらい取り組んでいるはずである。この条例がなければ、後退し、継続されないと切り切った市会を、こちらはどうか受け止めればよいのか。</p> <p>リーフレットの説明を読むと、実に複雑な気持ちになる。</p> <p>この条例が、市会だけにとどまらず、住民や市長などを含めた京都市全体のルールとなる根拠を、条文の中に見い出せない。具体的にどの部分がそれに該当するのか、はっきりと示してほしい。</p>	
<b>&lt;条文中の用語に関する御意見&gt;</b>		
79	<p>条文の中には「等」を使わず、全て明記すべきである。</p>	<p>条文が冗長となることを避けるため、条文が指し示す内容が不明確とならない範囲で「等」を用いています。</p>
80	<p>条例の中に、「議会」と「市会」の二つの表現があるが、使い分けの解釈が難しい。</p>	<p>この条例では、「京都市会」そのものを指す場合には「市会」、地方自治法に定める一般的な議会を指す場合には「議会」としていません。条例の推進に当たっては、解説したものを広くお示しするなど、市民の皆様にとってこの条例が分かりやすいものとなるよう、努めていきます。</p>
81	<p>「市会」と「議会」の使い分けが条例の中で分かりにくいので、第1条で明確にしてほしい。</p>	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
82	「市民の負託にこたえ」という表現の中の、「負託」の意味が分かりづらい。	「負託」とは、一般的に「任務や責任を人に引き受けさせて任せる」ことを言います。 市民の皆様は、選挙によって議員を選び、選ばれた議員が、市民の代表として、税金の使途を示す予算や地域社会のルール等となる条例などの決定権限を行使します。このように、議決権等の行使について、市民の皆様が京都市会に委ねられていることを「市民の負託」として言っています。そのことに鑑み、この条例においては、京都市会は、市民の皆様からの信頼と期待により一層こたえていくことができるよう活動することを定めています。
<b>&lt;条例の検討過程に関する御意見&gt;</b>		
83	議員だけによる委員会を設置したところで、自らを律する条例は作れない。意見を聴いた学識者とは誰なのか、どのような観点からの人選なのか、どのような意見があったのか不明である。委員会の議事録は公開されているのか。議事録を公開しないのはなぜか。なぜ市民公募委員がいないのか。市民説明会を3回実施したとのことであるが、その経過は市民しんぶん等で広報してきたのか。説明会の内容すら明らかにされていない中で、「多様な視点からの検討を行っている。」とは言えない。	市会改革推進委員会は、市会の権能強化や開かれた市会の推進に向けて、議員間で議論をする場として設置したものです。市会改革推進委員会では、ほかの委員会と同様に、議事録や資料を全て公開しています。学識者からの意見聴取についても、その内容を公開しています。 また、説明会については、京都市会ホームページや京都市会だより(議会広報紙)、ポスター等により周知したうえで、どなたでも参加できる場として開催したものです。その開催結果についても公開しています。
84	意見募集リーフレットにある「多様な視点から検討を行っている」ということには同意できない。制定すれば、京都市全体のルールとなるのに、たった3回の説明会を多様な視点と言い切るところに不安を隠しきれない。たった3回では、「こっそり」の域を出ない。また、このような条例に反対する国民も増えつつある中、有識者に注目する者も出てきている。よって、学識者についての情報も、意見募集を実施するに当たり示す必要があったはずである。たった3回の(意見交換会ではなく、ほぼ一方的だと想像し得る)説明会では、「多様」とは認められない。仕切り直すべきである。	
85	多数の人からアンケート調査をするべきである。	先に実施したこの条例の説明会で多数の意見を頂き、その結果を踏まえて条例案の見直しを行いました。更に広く市民の皆様からの御意見を聴くため、この度意見募集を実施したところです。
86	議員の中で、十分に分析してほしい。	この条例は、長期にわたる議員間の議論を経て、制定しようとするものです。
87	条例案の審議に当たって、様々な意見があったと思うが、その内容についても差し支えない範囲で記載してほしい。	この条例は、市会改革推進委員会において、長期にわたり検討され、様々な意見が交わされました。検討の経過については、京都市会ホームページの「市会改革のページ」にまとめています。議事録や資料についても、同ページにおいて掲載しています。
88	重要な意見募集が、お盆や年末年始にばかり行われている気がする。時間にゆとりをもって、意見募集の期間を設定してほしい。	御意見として頂きました。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
89	市民意見の募集結果はどのように公表するのか。市民しんぶんへの掲載, 記者会見などはしないのか。	京都市会ホームページ及び京都市会だより(議会広報紙)で公表することとしています。
90	意見記入用紙のチェック項目として、「大いに反対する」という項目がないのはおかしい。	意見募集については, 広く市民の皆様から御意見を頂き, より良い条例とするために実施したものであり, 条例を制定することへの賛否を直接問うものではありません。
91	意見記入用紙のチェック項目として, 「大いに賛同」, 「賛同」があるなら, 「反対」, 「大いに反対」がないのはおかしい。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(2) 「前文」に対する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
1	前文は、古い歴史が中心で、今後の京都の展望が書かれていない。	京都市会では、京都ならではの議会基本条例を制定するという観点から、前文において、歴史を遡り、京都特有の自治の伝統について言及しています。京都市会としての今後の展望(決意)については、前文の最終段落及び第1条以降に規定しています。
<「文化の首都」に関する御意見>		
2	<p>第1段落において、京都市を「文化の首都でもある」と記載している。「世界文化自由都市宣言」においては、「われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する」とあり、「文化の首都でもある」という表現は、「文化の首都」のみを強調し、他の要素を「でもある」という表現に押し込め、世界文化自由都市という要素等を捨象し去っているように読める。京都の独自性について、条例という世界に向けた市民の意思として示すには、余りにも狭小で、脆弱な都市のイメージを与えるおそれがある。</p> <p>また、「文化の首都」であることが、第2段落の「京都特有の自治の伝統」とどのように関係するのかが分からない。</p> <p>この条例の冒頭の部分であり、京都ローカルで通用する理念ではなく、京都市議会の英知を結集した、ワールドワイドな視点と市民視線をつなぐような書き出しであることを希望する。</p>	<p>京都市が「我が国の財産というべき都市である」とともに「文化の首都」であることを述べたものであり、「世界文化自由都市宣言」と矛盾するものではありません。</p> <p>また、京都市が「文化の首都」であることは、広く認識されていると考えます。</p> <p>なお、この条例は、「文化」を含めた市勢の発展に資するため、市会や議員の役割等について定めるものです。</p>
3	<p>第1段落において、「文化の首都」という言葉が用いられている。一般に「首都」とは、「その国の中央政府が所在し、国家元首等の国の最高指導者が拠点とする都市」を指す語として使われている。確かに、場合によっては、中央政府の所在とは別に、その国のシンボリック的存在として認められている都市が首都とされることもあるらしいが、その場合においても、国民的な合意が必要ではないかと考えられ、なおかつ、日本国の首都は世界的に東京であると認識されていると考えるのが、常識による判断であろうと考える。</p> <p>さらに、この条例が外国語に訳されたときに、京都人的な解釈がなされるかどうか疑問である。そのようなワールドワイドな視点からの、誤読のリスクを負ってまで、「文化の首都」という表現を採らなくても、「日本文化の中心的都市である」で十分ではないかと考える。</p>	
4	第1段落に関して、「文化の首都」としての議会の役割にもう少し言及があってもよい。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>		
5	歴史と文化、伝統産業、先端産業の功績者の氏名を入れて、具体的に書いた方がよい。	京都市にはすばらしい歴史と文化があり、伝統産業と先端産業とが共存する都市であることは前文に記載のとおりです。京都市の発展に尽くされた功績者は数多くおられますが、特定の方の氏名を条例に記載することはなじまないと考えます。
6	全国でも特色ある成立背景をもつ京都市の個性が記されており、条例全体の指針として良いと思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
7	日本全体でみて、京都市の存在を大きくアピールしてほしい。	
8	自治の伝統がすばらしい。	
9	大切なことが書かれている。	
10	あまり歴史にこだわらず、地方自治の本旨の実現を目指してほしい。	京都ならではの議会基本条例を制定するという観点から、前文において、歴史を遡り、京都特有の自治の伝統について言及しています。地方自治の本旨の実現を目指すことについては、この条例を制定するうえでの京都市会の決意として、前文の最終段落に明記しています。
11	中山間地域の基本的な位置・体制を明記してほしい。	前文は、この条例を制定するに至った背景や京都市会の決意等を明らかにするものであり、個々の地域や課題を網羅して言及することはできません。
12	第3段落において、「元学区」の例を挙げているが、この条例がなくても今「元学区」はある。	元学区については、京都特有の自治の伝統の顕著な例として記載するものであり、この条例によって新たに元学区を位置付けようとするものではありません。
13	第3段落に関して、学区制が基本にあることを、京都市民は知るべきである。	御意見として頂きました。
14	第3段落に関して、京都特有の学区を例にしているのは良い。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
15	第3段落に関して、京都の地域住民の自治の単位として学区があるが、人口の変動によって様変わりしてきた。根本的に学区を見直す時期が来ている。	御意見として頂きました。
16	第3段落に関して、「番組」について記載されているが、より詳しい記載と、「共同組合」についても触れてもらいたい。	京都特有の自治の伝統の顕著な例として、番組について記載することとしたものです。番組の成り立ち、役割、現在の姿を記載しており、内容としては十分であると考えます。
17	第3段落に関して、「番組」のことに触れられているのがよい。市民活動から生まれていることを重視してほしい。	御意見として頂きました。ありがとうございます。



番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
18	第4段落において、「地域の拡大に伴い、それぞれの地域で特有の文化が育まれ」とあるが、市域に含まれる前には独自の文化が育まれていなかったということか。伏見の旧市街地や、太秦村等、上京・中京・下京等の中心部以外は京都市ではないような言い回しであり、不適切である。	ここでは、現在の京都市を構成する11の行政区において、それぞれに歴史的に特有の文化と自治の機能が合ったということを述べています。
19	第5段落において、「長きにわたり議決機関としてその役割を果たしてきた」とあるが、自画自賛も甚だしい。条例に自己満足な表現は不要である。	京都市会が、市制施行後、議決機関としての役割を果たしてきたことについて、事実として記載するものです。
20	第6段落について、地域主権とは異なり、地方分権では主権は日本国民を指す。各議員が今一度改めて確認してほしい。	御意見として頂きました。
21	第6段落の「地方分権時代」という文言について、一部の学識経験者の用語であり、現実的でない。削除すべきである。	「地方分権時代」は、国をはじめ広く用いられている文言です。また、地方分権は途上であると考えますが、地方議会の果たす役割は大きくなっています。ここでは、それに対応して、京都市会が議会としての権能強化に取り組んできたことを述べています。
22	第7段落の「日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指す」とこと、「市民の負託にこたえていく」という決意が貫かれてほしいと強く思う。市民の声や民意が直接反映されることが大切である。	地方自治の本旨の実現を目指し、市民の皆様からの負託にこたえていくことを、京都市会の決意として、前文に明記するものです。また、御意見のとおり、市民の皆様の声を市政に反映することは、京都市会の重要な役割であると認識しています。
23	第7段落の「日本国憲法に定める地方自治の本旨」という文言について、京都式でよい。削除すべきである。	京都ならではの地方自治の実現にも、日本国憲法に定める「地方自治の本旨」の実現が欠かせないものです。
24	第7段落において、「日本国憲法に定める地方自治の本旨」とあるが、憲法に基づいていることをもう少し強調するため、第92条や意見募集リーフレットの解説に記述がある地方自治の本旨についての説明を加えた方がよいと考える。	日本国憲法に定める地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の二つを指すことは、広く認識されていると考えます。したがって、この条例の中で、説明を加えるには及ばないと考えます。
25	第7段落において、これまでの市会改革に成果があったように明記されているが、京都市住民の意識調査の結果か。自己評価や自己満足では困る。成果があったように書いている根拠を示してほしい。	京都市会におけるこれまでの改革の取組については、京都市会ホームページや京都市会だより(議会広報紙)でお知らせをしてきたところです。今後も、京都市会の取組を広く市民の皆様を知っていただけるような広報に努めていきます。
26	前文は、法律の制定趣旨や基本原則を述べる部分であると認識している。例えば、日本国憲法の前文は、憲法の一部としての性質を有し、具体的な規範でなくても条文の解釈の基準となるものである。この条例の前文を見ると、「京都市は独自の文化・歴史を持つすばらしい自治体である」から「地方自治の本旨の実現を目指そう」へとつながっており、なぜこの条例を制定する必要があったのか、この条例によって何を改善し、問題を解決するのかが分からない。むしろ、第1章の総則が前文に相当するのではないか。条例独自の前文だということであれば構わないが、「前文は法律の一部」であることが前提の法律に倣うなら、配偶者暴力防止法等の前文を参考にしてほしい。	この条例では、前文において、この条例を制定するに至った背景や、条例を制定するに当たっての京都市会の決意を述べることとされています。条例の目的や基本理念については、第1章の総則に記載しています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>(3) 「第1章 総則」に関する御意見</b>		
<b>① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの</b>		
1	第1条について、「市民福祉の向上」、「市勢の発展」とあるが、文化に関する記述が欠落している。	ここでいう「福祉」は、生活保護や介護など狭義の「福祉」ではなく、広く市民生活全体を指しており、「文化」もその中に含まれます。また、「市勢」とは、人口、産業、財政、施設など、様々な分野から総合的に見た市の状態のことを言い、「文化」も含まれています。
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>		
2	まとまっていて理解しやすかった。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
3	大切なことが書かれており、素晴らしい条文だと思った。	
4	目的や基本理念について、まさに条文どおりである。	
5	市会、市長、補助職員は、市民の負託にこたえるのが第一である。	
6	「京都ならではの」地方自治の実現に取り組むことは重要である。	御意見として頂き、京都市会として、この条例に掲げた目的の達成に向けて取り組んでいきます。 二元代表制とは、議会を構成する議員と執行機関である市長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度のことです。二元代表制の下では、議員と市長が共に住民の代表として、独立・対等の立場にあります。議員と市長が互いに抑制・均衡し、切磋琢磨することが、より良い地方自治の実現につながります。 京都市会では、二元代表制に基づいた議会本来の力をより一層発揮していくために、この条例を制定しようとしています。 なお、意見募集リーフレット3頁の図は、市会及び市長の権限を例示したものであり、議会から政策提案を行うことは、議会の重要な役割の一つであると考えています。
7	二元代表制がよく分からなかった。	
8	二元代表制の説明が意見募集リーフレットの解説にあるが、良い点、悪い点、弊害は何か説明がない。いずれも市民・住民が選んでおり、両者切磋琢磨して市政に当たってほしい。	
9	二元代表制がきちりと機能すればよいと思う。	
10	二元代表制の意義をよく理解してほしい。	
11	二元代表制の下、十分に連携し、慎重に取り組んでほしい。	
12	意見募集リーフレットの二元代表制の説明において、市会から市長に対する「提案」が書かれていない。	
13	実態は、二元代表制の体を成しているとは言えない。	
14	具体的な記述がなく、抽象的である。	
15	第1条の「市民の負託にこたえる」という文が気に入った。	
16	第1条の「市民福祉の向上」という文言について、余裕のある範囲しか実施できない。削除すべきである。	市勢の発展と共に、市民福祉の向上のために尽くすことは、京都市会の使命であると考えます。
17	第1条について、「議会に関する基本的な事項を定めることにより」と言うよりは、「地方自治法を根拠とする議会運営を、日本国憲法にのっとり遂行することにより」とすることで、より国民主権の地域分権らしい条例になると思う。	御意見を頂いた箇所については、この条例においてどのような事項を定めるのかを示すものです。京都市会として、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すことについては、前文に明記しています。
18	第2条について、伝統産業や特有の自治の伝統が崩れつつある昨今、第2条の基本理念は重要であり、より強固なものに発展させてほしい。	京都市会として、「京都ならではの」地方自治の実現に向けて力強く取り組んでいきます。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
19	<p>第2条について、「京都ならでは」とあるが、京都市住民が共有する「京都ならでは」の具体例をいくつか挙げて、後に京都市民となる者も「なるほど」と思えるような分かりやすい内容にしてほしい。また、長年とは、どのくらいの長年なのか。延暦13年(西暦794年)からを長年とした「京都ならでは」の伝統を引き継ぐのか、昭和以降を長年とした「京都ならでは」を引き継ぐのかでは、その様子は全く異なったものとなり得る。いつからの長年であり、どんな事柄が「京都ならでは」なのかは、具体的に示す必要がある。</p>	<p>第2条の「京都ならではの地方自治」については、前文に記載のとおり、明治初期の番組(学区)を顕著な例として、京都においては京都特有の自治が発展してきたことが、背景となっています。「長年」の起点については、年や元号を特定するものではありません。</p>
20	<p>第2条について、条文中に「文化の首都たる京都において」という表現がほしい。地方自治の本旨に基づく自治体運営よりも優先して、文化的施策に取り組んでほしい。</p>	<p>京都市が、「文化の首都」であることについては、前文の中で触れています。また、第1条において、市勢の発展に尽くすことを記載しており、「市勢(様々な分野から総合的に見た市の状態)」の中に「文化」も含まれています。</p>

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(4) 「第2章 市会の位置付けと役割」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
＜民意の把握・反映に関する御意見＞		
1	第3条の「民意」について、定義が必要である。	「民意」とは、様々な市民の意思のことを指します。京都市会は、直接選挙で選ばれた市民の代表である議員により構成されていることから、民意を把握し、それらを市政に反映することは、当然に求められる役割です。民意の把握については、特定の者のみを対象に行うものではなく、広く市民一般をその対象とします。民意を把握するための具体的な取組として、議員は、それぞれの議員活動において、市民、団体等から意見聴取などを行っています。さらに、そこで把握したものを議員間及び市会で共有しています。「民意を把握する市会の特色」というのは、先に述べたとおり、京都市会は、市民の代表である議員により構成されていることから、民意を反映させる立場にあるということです。
2	第3条の「民意」について、民意とは何か疑問に思う。	
3	第3条の「民意」という文言について、政治的なエゴが多い。削除すべきである。	
4	第3条(1)に「民意を把握」とあるが、「民意」とはどの層の意見を、どのように把握するのか。	
5	第3条(1)について、どのようにして民意を把握するのか。様々な民意について何を根拠に「的確」と判断するのかが、具体的ではないので分かりにくい。実際のところ、どの程度の具体的な数を持って民意とするのかは、大きな問題点となり得る。結果として、たった数人の意見を「民意だ、的確だ」と扱わないようにするために、民意を的確に把握するための具体的な基準が必要である。この点について、条文を再審議すべきである。	
6	第3条(3)について、「民意を反映する市会の特色をいかして」とあるが、「公約が支持されて当選したこと自体」を民意を反映する特色と表現しているのか、「民意を把握できる立場にある」から民意を反映する特色と表現しているのか、分かりにくい。	
＜政策提案に関する御意見＞		
7	第3条(3)について、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案の例が意見募集リーフレットの解説で書かれているが、これらがなぜ執行機関では成し得ないのかが分からない。詳しい説明を付けてほしい。	市会は、市民の代表が議論するという特色をいかし、スピード感を持って市の課題に対応することができます。また、行政の複数の部局にまたがる案件についても、積極的に政策立案・政策提案ができます。
8	第3条(3)について、「執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案」の具体例を条例に盛り込むことはできないのか。抽象的すぎて、市会が何をしているのか把握しにくいと感じた。政策名まで挙げる必要はないが、例えば、「交通安全の分野で」など、記載できないか。	
＜その他の御意見＞		
9	第3条(5)について、議員間の活発な討議は当然である。しかし、議員は、住民の多様な意見を代表して選ばれ、意見が異なるのが当然である。その議会において、「意見を集約」することが「役割」になるのはおかしい。これでは、住民の声を代表している議員が、議会の中で少数派の場合は、「意見の集約」のために、住民の意見とは異なる態度をとることになる。議会の「意思形成」は、採決によって決定するので、「意見を集約する」というのは、議会の性格を歪めるものとなる。	京都市会は、合議制の機関であるという性質から、市会で審議・審査する事柄については、原則として、議論を通じて意見を集約し、市会としての意思を決定します。その際、できる限り少数意見も取り入れることを含めて議論し、議論を尽くした結果、多数決を採ることとしており、御懸念には当たりません。
10	第3条(6)の「議論を通じて」は、「誰と」が抜けている。「誰」が明確になれば、(4)又は(5)に盛り込める。	議論の相手方は、市長、関係機関、学識者、また、議員間など、幅広く想定され、特段限定するものではありません。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>		
11	至極当たり前のことが書かれているように思った。	第2章においては、京都市会の位置付けと役割について、基本的な事項を定めることとしています。
12	原則的な在り方は書かれているが、京都の未来に向けての展望や、在り方を述べた方がよいのではないかと。	なお、京都市会としての今後の展望(決意)については、前文の最終段落及び第1条以下の各条文で規定しています。
13	条例の理念を集約すれば、第3条に記載されている民意の市政への反映と、執行機関に対する監視であると思う。	民意の市政への反映及び執行機関に対する監視については、いずれも議会の重要な役割であると認識しています。
14	市会は市長のチェック機関と認識しているが、もっと切磋琢磨し、政策立案を期待する。	監視機能の強化と共に、議会の特色をいかした政策立案に努めていきます。
15	市会の役割を再確認する意味において、よく整理されていると思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
16	市長と議会の鋭い対立の中で、論点や争点を分かりやすく市民に知らしめてほしい。	市会と市長とは、常に対立するものではありませんが、議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすることは、市会の重要な役割であると考え、この条例の第3条(6)に位置付け、取り組んでいきます。
17	第3条の(3), (5), (8)を誠実に実行してほしい。	第3条の各号に定める事項は、いずれも市会の重要な役割であり、着実に取り組んでいきます。
18	第3条(1)にあるように、民意が議員を通して市政に反映されてこそその政策立案であると考え。自転車安心安全条例などは、まさしくそれが具体化されたものだと思うので、今後も期待している。	今後も民意を反映した政策立案及び政策提案に努めていきます。
19	第3条(2)について、「等」や「その他」の表現が問題視される昨今、「等」を解説に任せず、条文の中に明記すべきである。	「市長その他の執行機関」の「執行機関」とは、担当事務の管理及び執行に関し決定権を持ち、行政を有効に執行できる機関のことであり、普通地方公共団体の長(市長)をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等であることが地方自治法によって定められています。そのため、この条例の中では、「執行機関」の説明は記載していませんが、市民の皆様にとって分かりやすいものとするため、解説で対応したものです。
20	第3条(3)について、市会の政策立案の権限を強化してほしい。	政策立案など市会の権限を強化するために、この条例の第7章において、政策研究会の設置や事務局の機能の充実について定めています。
21	第3条(4)の「市長等との議論」について、「議論」より「対論」とする方がよいのではないかと。	御意見として頂きました。議会と市長とは、常に対立するものではないと考えます。
22	第3条(4)について、市長等と市会が「どこで」の議論を通じてより良い政策の実現に努めるのかを明記すべきである。定例会などの議会の中だけでなく、廊下での立ち話のような議論も含めているのか、気になった。	議論の場としては、本会議や委員会が中心となりますが、そのほかの機会もあり得ることから、特段限定するものではありません。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
23	第3条(4)に、「より良い政策及び施策の実現に努めること」とあるが、市会の姿勢が弱腰である。市会の基本条例であり、目的や基本理念に書かれているような、崇高な条例を作るものであるとするならば、他の条項も含めて、市会や議員に関する規定に「努める」という表現が目立ち、「自らに甘い」という印象が拭えない。自らを律する表現とすることが必要である。	政策や施策については、到達点を明確にできるものではなく、常により良い政策・施策の実現を目指していくという趣旨で、「より良い政策及び施策の実現に努めること」としたものです。
24	第3条(5)に、「充実した調査研究」とあるが、視察等の調査研究は、その必要性を含めて第三者機関のチェックを受けるべきである。思い付きで行くのではなく、前年度に年度計画を立てたうえで、承認されたものだけにとどめるべきであり、それ以外は、私費(有志)で行くくらいの気概を見せてほしい。	京都市会では、「京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領」に基づき、委員及び議員を派遣し、調査等を行っています。また、海外行政調査については、事前に計画書を作成し、審査会において必要性を審査します。その後、本会議における議決を経て、調査を実施しています。なお、上記とは別に、私費により調査・視察等を行っている議員もいます。
25	第3条(5)について、「充実した調査資料」では抽象的で分かりにくい。何をもちて充実とするのか、誰が用意したものを採用するのか、偏った内容でも資料の量が多ければ充実とするのかなど、どのようなものが充実したと言える調査資料なのかをしっかりと審議し直し、条文の中に盛り込むようにすべきである。	第3条(5)は「充実した調査研究」について述べているものであることから、御意見として頂きました。なお、ここで述べている「充実」とは、量の多寡ではなく、活発な審議、審査、討議を行うための基礎となる調査研究であることを指しています。
26	第3条(6)の、「市政の課題に関する論点を明確にする」だけでは不十分である。各党派がそれぞれに批判を繰り返すだけでなく、市としての解決のための方向性を明確にする必要がある。	第3条(6)は、京都市会の役割の一つとして、議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすることを定めたものです。議員間で活発な討議を行い意見を集約することや、市会の特色をいかした政策立案・政策提案を行うことなども、重要な役割として第3条に定めています。
27	第3条(7),(8)は、順序として逆である。これでは、団体意思を決定してからその過程を見せるように受け取れる。意思決定後の周知ではなく、意思決定の過程がリアルタイムで広く周知されるように努めるべきである。	第3条(8)は、団体意思の決定に至るまでの過程について、事後ではなく、その時々々に市民に開かれたものにすることを定めており、御懸念には当たりません。
28	議案により、多数派政党による強行採決等を行うことには疑問を感じる。	議会は、合議制の機関であり、議論によって意見を集約することに特徴があります。採決は、議会としての最終的な意思決定であり、採決を行うに当たっては、十分な議論が尽くされたことが前提となっています。
29	第4条について、絶え間なく議会を改革して、本当に悠久の歴史と文化、伝統を守れるのか。この条文があることで、必要でもないのに改革ばかりされる可能性を危惧する。	京都市会として、常に検討が必要な事項の有無を検証し、改革を進めるものであり、御懸念には当たりません。
30	第4条について、もっと具体的に明記すべきである(例えば、委員会を常設する、年に数回改革状況を市民に公表するなど。)	京都市会では、市会改革に関する協議又は調整を行う場として、市会改革推進委員会を常設することを、「京都市会会議規則」において定めています。市会改革推進委員会は、原則として毎月1回開催しており、委員会での検討結果やこれまでの改革の取組等は、京都市会ホームページにおいて公開しています。
31	第4条について、市会改革にどのように取り組むのか、具体的な方針を第2項以下に列挙してあると分かりやすい。	京都市会ホームページにおいて公開しています。
32	第4条について、有名無実とならないように願う。	今後、この条例に基づきしっかりと市会改革を進めていきます。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(5) 「第3章 議員の位置付けと役割」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
＜議員の責務に関する御意見＞		
1	議員の役割を明確に定めるとのことであるが、議員の責務、義務について、条文に明確に「しなければならない」の記述がなく、本当に市民の負託にこたえるための条例なのか疑問に感じる。	第3章に「責務」や「責任」などの文言はありませんが、御意見の趣旨は、「使命」という用語に含まれています。
2	他都市の議会基本条例では、「議員の責務及び活動原則」となっているものもある。なぜこの条例には「責務」の言葉がないのか。第6条第1項をはじめ、所々に努力義務であることの表記が目立ちすぎている。	なお、第5条第2項の規定内容に関しては、議員は議決に対してどのような責任を負うものかについて、頂いた御意見と同様の考え方も含めて市会改革推進委員会で議論を重ねた結果、「議決の重みを深く認識する」としています。
3	第5条第2項について、「議決の重みを認識する」とあるが、認識だけでは弱腰であり、「責任を負う」とすべきである。責任のない発言ほどいい加減なものはない。意見募集リーフレットの第6条の解説には、「重要な職責を担う」とある。市会及び議員の責務を明確にすべきである。	
4	執行上、市長が責任を取る事態になれば、賛成議員も責任を取るべき制度があってもよいのではないか。	
5	第6条第1項について、「市民の範となるよう努める」とあるが、努めるだけでは弱い。	御意見の趣旨は、「市民の範とならねばならない」等にすべきのことかと思われませんが、条例の文言としては、あるべき姿に向けた能動的な表現がふさわしいと考えます。
＜議員の具体的な役割に関する御意見＞		
6	第3章の内容は、京都独自の自治を担う京都市議会議員の姿を全く示していないように思う。特に第5条第2項は、このようなことを条例で定めなければ、市会の議決が京都市としての意思(団体意思)を決定するという重要な行為であるということに鑑み、議員一人一人が議決の重みを深く認識することがなされていないのかと思われる可能性がある。 ここで、わざわざ「議員の位置付けと役割」を述べるならば、より積極的な、自治の伝統の基礎となっているであろう「学区」に密着した「議員の位置付けと役割」を述べるべきではないか。	議員の役割については、地方自治法等においても定めがなく、この条例で京都市会議員の役割を定めることに意義があると考えます。 議員は、市民の皆様の直接選挙によって選ばれる公職であること及び市の意思決定を担う議決機関の構成員であることから、議会活動を通じて、市民及び市全体の利益を考えた様々な活動を行っています。 市民の皆様のところへ出向き、議会活動の報告を行ったり、様々な御意見を伺う場を設けることについては、これまでから議員個人や会派ごとで行ってきました。このような活動については、この条例で一律に規定するのではなく、各議員等の自由な判断や裁量によって行われるべきと考えます。
7	市会議員の権限と権威の源泉は、市民の信任にあることは論を待たないと考えられる。一方、その市民の信任の根拠は、信任を与える議員の議会における活動内容によると考えられる。とすれば、議会内にとどまらない「議員の役割」には、自らの議員としての議会における活動内容を具体的に市民に知らせ、ひいては、市政に関する自らの考えを直接市民に問う場としての、「議員活動報告会(仮称)」を開催し、自らの議員としての議会における活動を年2回以上行うことを義務付け、義務を果たさない議員は、その時点で失職するといった具体的な内容が掲げられてもよいのではないか。	なお、議員は、行政区を単位として選出されますが、京都市全体の発展のために活動するものであり、学区等に着目した議員の位置付けと役割について規定するのは、なじまないと考えます。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
8	<p>議員の位置付けと役割を掲げる以上は、将来に向けた「京都独自」の自治を担う京都市会議員の姿を示してもよいのではないかと。わざわざ、議員の位置付けと役割を述べるならば、より積極的な、自治の伝統の基礎となっているであろう「学区」に密着した議員の位置付けと役割が述べられるべきではないかと。</p> <p>京都市が事務事業として実施している委員会においても、その委員に「行動する」ことが求められている現状においては、京都の自治の伝統を市民と共に行動することによって発展させていく市会議員の役割を明確にしてもよいのではないだろうか。</p> <p>具体的には、例えば各々の市会議員主催のタウンミーティングを開催し、地域の市民生活の課題や理想の姿に関する市民意見を集約したうえで、市会の中で議論することはもとより、「学区」等の地域住民自治単位の市民と共に行動する等、京都独自の地域住民自治に密着した議員の役割が示されてもよいように考えられる。</p>	
9	<p>議員の位置付けと役割を掲げる以上は、将来に向けた「京都独自」の課題解決を担う京都市議会議員の姿を示してもよいのではないかと。京都市基本計画によると、「長寿化と少子化が進む中で京都市の高齢化率は、2020年には28%まで上昇することが見込まれる」とされている。この京都市の未来像を前提とするならば、例えば、請願を待つというのではなく、「学区」等の地域住民自治単位の市民生活の課題について、より一層市会議員自らがその生活の場に踏み込んで、発見していこうとする姿勢が求められるのではないかと。</p> <p>具体的には、例えばアウトリーチの視点から、各々の市会議員主催のタウンミーティングや市政報告会の「学区」といった地域単位での開催等をこの条例によって示し、京都独自の地域住民自治に密着した議員の役割が示されてもよいと考える。</p>	
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>		
10	議員の役割に関して、新たに明確な役割を定めることに賛成する。この条例でよいと思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
11	議員は、市民のために更に奮闘していただきたいと思う。	
12	住民の福祉を守るために、議員は高い倫理性を持つべきである。	御意見のとおりであると考えます。京都市会では、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民の皆様に信頼される議会づくりを目指して、「京都市会議員政治倫理条例」を制定しています。
13	市会改革を進めてほしい。議員の努力が要求される。	この条例の第4条に定めたとおり、京都市会は今後も不断に市会改革に取り組んでいきます。
14	議員が自由に意見を述べるのが民主主義の基本である。	御意見のとおりであると考えます。この条例の着実な推進によって、御意見の趣旨にこたえていきます。
15	議員は市民の代表であるので、議員が市民の意見を的確に把握し、反映してほしい。	



番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
16	議員は住民の代表であるから、住民の生活環境をよく理解し、市民生活に差のないよう、市政が運営されるようにしてほしい。	
17	議員は、広く市民の意見を聴く必要があるが、特定の団体との交渉の透明化に尽力してほしい。	議員は市民の代表であり、京都市全体の発展のために尽力するものです。そのために、広く市民の声を聴くことが、議員の重要な役割であることは、御意見のとおりであると考えます。
18	議員の資格はボランティアに準じ、生活を維持できる職種に就いている者に限るべきである。	京都市会議員となるための選挙に立候補できる資格(被選挙権)については、公職選挙法に基づき定められており、条例で制限することはできません。 なお、職種・職業等は要件とされていません。
19	議会は個の議員の集まりであることを自覚し、より厳しい処罰も明記すべきである。	京都市会の議員の政治倫理については、「京都市会議員政治倫理条例」において定めているほか、公明かつ適正な選挙制度の確立のため、議員の活動については公職選挙法に基づく制限があり、罰則も設けられています。
20	第3章の条文違反の罰則はないのか。	
21	政治倫理違反の罰則規定はないのか。	
22	不祥事を起こした議員が受け入れられるような議会にならないように、しっかりとした条例の実現をお願いします。	
23	どの議員が悪いことをしているのか、分かることを期待する。	
24	議員の特権を悪用してはならない。	
25	真面目に仕事をしていただいたら問題ない。	御意見として頂きました。
26	市会議員は毎日何をしているのか知りたい。	市会の活動については、京都市会ホームページや京都市会だより(議会広報紙)等でお知らせしています。今後、市会の活動がより市民の皆様につながるような情報発信に努めていきます。
27	至極当たり前のことが書かれているように思った。	議員の役割については、地方自治法等においても定めがなく、この条例で京都市会議員の役割を定めることに意義があると考えます。
28	第5条及び第6条の内容が抽象的で、条文にする趣旨がよく分からない。	
29	第5条第1項について、「市民の代表である」という表現は、市民の立場からして「先生」的な表現であり、違和感を感じる。「市民の代表であることを常に自覚する」とすべきである。	議員は市民の皆様から直接選挙によって選ばれており、その点において、市民の代表ですが、これは市民の皆様と議員との間の上下関係を示すものではありません。
30	第5条第1項について、「議会活動」の定義がなく、「市民の負託」のためなら何でもできるように読めてしまう。議会活動の範囲を限定すべきである。	「議会活動」とは、議案の審議・審査や政策の立案などを指し、自ずとその範囲は限定されることから、御意見のような懸念はありません。
31	第5条第2項について、なぜ「議員は、議決の重みを深く認識する」という表現があるのか。当たり前ではないか。従前は、議員は議決を軽んじていたのか。	議員は、従前から議決の重みについては十分に認識をしているところですが、改めてこの条例に明記することに意義があると考えます。
32	第5条第2項について、どの議員がどの議案にどのような議決をしたのか、現状では分かりにくいのではないかと。特に重要な議案については、市民しんぶん等で公開してはどうか。	全ての議案の審議結果について、京都市会ホームページ及び京都市会だより(議会広報紙)で公表するとともに、各党派・無所属議員の賛否の状況についても併せて公表しています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
33	第5条第2項について、「有権者からの負託であることを深く認識して、議決に臨むこととする」の方がより重い。また、第3項として、議決の重みを考え、議決に際し、賛成議員・反対議員一覧を例外なく公表するとの条文を、付け加えてはどうか。	第5条第2項の規定内容に関しては、議員は議決に対してどのような責任を負うものかについて、市会改革推進委員会で議論を重ねた結果、「議決の重みを深く認識する」としています。 また、全ての議案に対する各会派・無所属議員の賛否の状況については、京都市会ホームページ及び京都市会だより(議会広報紙)で公表しています。
34	第6条第1項について、議員は特別職とはいえ、公務員である以上、日本国民としての誇りを持った「範」でなくてはならない。したがって、「範となるよう努める」は、「国旗国歌に敬意を表し、主権者である日本国民の利益を追求するために努めるものとする」と明記して当然ではないか。	第6条は、議員の政治倫理について定めるものです。市会として市民福祉の向上及び市勢の発展を目指すことについては第1条に、議員が市民の皆様の負託にこたえることを使命とすることについては第5条に、それぞれ定めています。
35	第6条第1項について、議員は市民の範となり、民意を議会運営に適正に反映してほしい。	第3条(1)において、京都市会の役割として、民意を把握し、市政に的確に反映することを定めており、御意見の趣旨は含まれていません。
36	第7条について、会派や派閥にとらわれることなく、議員各自が自由に活動してほしい。	会派に所属する議員は、会派の一員にとどまらず、一人一人が市民の代表であり、京都市会全体を構成する一員であることも十分に自覚したうえで、活動を行っています。 なお、会派は、円滑かつ効果的な市会運営に向けた協議・調整など、重要な役割を果たしています。
37	第7条第1項について、会派は5人以上とすべきである。	京都市会では、会派の果たす重要な役割に鑑み、議員2人以上で会派を結成できることとしています。 なお、交渉会派の要件は、所属議員が5人以上であることとしています。
38	第7条第2項について、「役割を果たすものとする」とあるが、「果たさなければならぬ」とすべきである。	「役割を果たすものとする」というのは、使命感・義務感を示すものですので、御意見の趣旨は含まれています。
39	第7条第2項について、会派間の協議・調整が必要な場合を明確にすべきである。案では、いつ、どのような場合に協議・調整を行わなければならないのかが不明である。	会派間における協議及び調整については、円滑かつ効果的な市会運営のために必要に応じて随時行われるものであり、時期や場面を条例であらかじめ特定し、制限するような性格のものではありません。
40	第7条について、会派の役割は「議員の活動を支援すること」とあるが、会派に属さない議員は誰にも支援されない。第20条で「公平・公正な委員会の運営」を定めているが、この状態は、公平とは認められない。公平をうたうのであれば、会派は認めないというくらいの条文にしてはどうか。	会派は、円滑かつ効果的な市会運営に向けた協議・調整など、重要な役割を果たすものです。京都市会では、少数意見についても検討するなど、会派に所属しない議員に配慮した市会運営に努めています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(6) 「第4章 市民と市会との関係」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
1	第9条について、市民参画の機会を充実させるとあるが、具体的にどのような機会を設けるのか。例えば、出張議会や議会報告会などを、第2項以下に記載した方がよいのではないかと。	議会報告会等の実施については、市会改革推進委員会において議論を重ねてきたところであり、引き続き、検討していくこととしています。
2	第9条について、条例案には具体的な記載がなく、より具体的な情報共有、市民参画に関する取組を条文に盛り込む必要がある。従来の、議会からの一方通行の情報発信に留まることなく、市民に面と向かって、議会が直接議会の情報を説明し、市民の生の声を直接聴く場が第9条の実現には不可欠であると考え。「市民と議会との意見交換の場」、「議会報告会」等の場の設置を、条文に盛り込んでほしい。	
<b>&lt;請願・陳情に関する御意見&gt;</b>		
3	第10条第1項について、請願に対する「適切な処理」とは何か。請願を採択した際の議会や議員の責任を明確にすべきである。	<p>「適切な処理及び審査」とは、請願及び陳情が市民等の有する権利であるとともに、幅広い要望、提案や意見であることに鑑み、紹介議員が請願者に対して提出趣旨等の聴き取りを十分に行うこと、紹介議員による委員会での提出趣旨の説明機会を積極的に設けること、公平かつ公正な審査を行うこと、などを念頭に置いたものです。</p> <p>また、請願者による委員会での趣旨説明については、市会改革推進委員会で検討した結果、紹介議員は請願者から説明を受け、議論を重ねたうえで紹介議員となっていることから、まずは紹介議員による趣旨説明を積極的に行うこととし、第10条第2項のような規定となっています。</p> <p>なお、京都市会では、「請願取扱要綱」を定めており、委員会は、請願の審査に当たり、必要と認めた場合は請願者から説明を聴くことができるとしています。これは、委員会の決定があれば、請願者は委員会で趣旨説明ができることを規定したものです。</p>
4	第10条第1項について、「適切な処理」とは具体的にどのような処理のことをいうのか、抽象的で分かりにくい。条文としては説明不足ではないか。	
5	<p>第10条第2項について、「市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする」としているが、これは住民参加の拡大に背を向けるものとなる。</p> <p>住民の請願権は、憲法に定められた権利である。請願をはじめ議案について、委員会の審査や調査に住民から広く意見を聴けるように、地方自治法の改正により参考人制度が導入され、請願・陳情の審査に当たっても、参考人として請願人等から説明や意見を聴くことができることとなった。この趣旨からしても、住民の直接参加ではなく、「紹介議員から説明を聴く」という規定は、法改正の趣旨にも逆行する。このような規定は設けるべきではない。</p>	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
6	第10条第2項に関して、請願も陳情も、提出者が希望すれば説明の機会を必ず設けるべきである。それが条文にできないのであれば、ホームページ上の「請願・陳情の案内」で十分であり、この条文は意味がないため不要である。	
7	第10条第2項に関して、第9条でうたう市民参画の機会の充実を具体化するためにも、請願者・陳情者が直接市会で説明することを可能とする内容の条文を盛り込んでほしい。	
8	第10条第2項に関して、請願を提出した際は、直接陳述をさせてほしい。	
9	第10条第2項に関して、請願を提出した市民から趣旨を説明させてほしい。	
10	第10条について、議員は、請願の紹介議員となるよう依頼されたときは、市民の声を直接聴くようにしてほしい。	
11	第10条について、請願や陳情の要請に行った際には、極力時間を割き、市民に会って話を聴くのが議員の任務ではないか。	
<b>&lt;広報に関する御意見&gt;</b>		
12	第14条について、広報等による周知は非常に重要なことである。定期的な周知による認知度の確認作業を義務付けてはどうか。	<p>広報によってどれだけ市民の皆様が周知ができているかについては、市民アンケートのほか、ホームページのアクセス数などで確認しているところです。</p> <p>今後とも、より広く周知ができるよう、広報の在り方を検討していきます。</p>
<b>&lt;広聴に関する御意見&gt;</b>		
13	第15条について、第14条の「広報の充実」は第2項があるのに、「広聴の充実」は第2項がない。具体的な広聴の手段を記載すべきである。	<p>議会として行う「広聴」の重要性については認識しているところですが、具体的な方策については研究途上です。引き続き、市会改革の取組の一つとして検討していきます。</p>
14	第15条について、議員ではなく市会として具体的にどのように充実を図るのが分からない。条例の説明会がたった3回しか行われていないと感じる住民と、それで十分と感じる市会との感覚の違いをどのように埋めていくのか、条例又は意見募集リーフレットの解説に示してほしい。傍聴者へのアンケートだけでは、傍聴者の特権にも成りかねない広聴手段であるので、いかに公平に、住民全体に広聴の機会を与えるかを明記する必要がある。	
<b>&lt;その他の御意見&gt;</b>		
15	議員提案条例について、市民意見の募集を行う対象範囲が決まっておらず、その内容も条例に盛り込むべきである。都合の悪いものは、市民意見を募集しないことになる。乾杯条例も、市民意見を聴いておくべきである。	<p>議員は市民の代表として、日常的に市民意見の把握に努めていることもあり、議会が行う市民意見募集の例は少なく、京都市会でも、今回の「京都市議会基本条例(案)」で実施したのが初めてです。</p> <p>今後も必要に応じて実施していくべきと考えていますが、制度として義務化するには及ばないと考えます。</p>

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方	
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>			
16	一般市民も議会に参加できる体制が大切だと思う。	御意見のとおり、市会が市民の皆様が開かれていることは非常に重要なことと考えています。そのため、第4章「市民と市会との関係」では、「市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実」、「会議等の公開の推進」、「会議等の公開の方法」、「広報の充実」、「広聴の充実」について規定しており、いずれも開かれた市会について規定しています。	
17	市民との交流を持った方がよい。		
18	市政に対してもっと意見が反映される体制を作してほしい。		
19	特定の人物だけでなく、広く市民の考えを生かしてほしい。		
20	より開かれた市会となるような条文がほしい。		
21	議会と市民との一体感、その距離が近いことは非常に良いことだと思う。どんどん進めてほしい。		
22	議会の「見える化」と市民参加は大事だと思う。		
23	議会の「見える化」は大事である。家族を持つようになり、地域行事や市民参加には非常に興味がある。未来の子供たちのため、市会を開かれた状態にし、地域にとってより良い条例をお願いする。		
24	議会の「見える化」が進み、市民が開かれた議会になるよう、一層の御尽力をお願いする。		
25	市政の「見える化」がもっと必要だと思う。この条例により、より市民に近い政治が行われると思う。		
26	議会の「見える化」をもっと進めてほしい。		
27	議会の「見える化」・市民参加はとても良いことだと思う。議会で何をしているのか、見たい。		
28	市民に見える議会をお願いする。		
29	「臭い物に蓋をする」体制を潰して、オープンにしてほしい。		
30	市民に対しての情報公開がどのくらいできるかが重要である。		
31	より多くの確かな情報を得るために、必要だと思う。		
32	市会に対する監視が、市民による議員の選出や広聴、情報公開、広報等だけでは脆弱であると思う。		
33	第8条について、「市民と共に行動する京都市会」という文言が少し気になった。		「市民と共に行動する京都市会」とは、市政を推進するうえで、市民の皆様が市政に参画できる仕組みをしっかりと確保し、参画していただくことを通じて、市民の皆様と市会とが協働して取り組んでいくことを述べているものです。 また、「市民との関係を構築」とは、京都市会が市民の代表として、市民の皆様との信頼関係を築いていくとともに、市政の推進に協働して取り組むことにより、良好な関係を築いていくことを指しているものです。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
34	第8条について、「市民と共に行動する」のイメージが湧かない。「市民との関係を構築」とは、どのような関係を指すのか、具体的に定めるべきである。明記されていないと、上下関係を構築するなど、勝手な解釈がされかねない。	
35	第8条について、市会は、「市民の代表としての機関」、「市民と共に行動する機関」として市民との関係を築いていくとあるが、これは正体の分からない「市民」と「市会」を設定し、既存の行政の枠組である京都市議会を否定する発想である。	
36	第8条及び第9条の条文はすばらしいと思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
37	第9条から第15条までにわたって、具体例が挙がっていてよいと思う。特に思い付いたことはないが、ほかにも載せるべき事項があれば、もれなく全て載せるべきだと思う。	法文という性質上、抽象的な表現にならざるを得ないものもありますが、第4章では、京都市会が開かれた市会を目指すうえで、どのようなことに取り組むのかを具体的に示しています。
38	第9条について、共有する情報とはどのような情報を指すのかイメージできないので、具体的に盛り込むべきである。	第9条では、市政に関する情報について、市長等からの情報提供とは別に、京都市会がより一層市民の皆様との情報共有を図ることを規定しています。 なお、ここでは、京都市会が一方向的に情報を提供するという印象を与える「提供」という用語よりも、第8条でも規定したとおり、「市民と共に行動する京都市会」として、「共有」という用語の方がより趣旨にかなっているものと考えます。 「市民の市政への参画の機会の充実」については、住民自治の発展を目指すうえで、市民が自らの意思と責任に基づき政治や行政に携わることは欠かせないことから規定しているものです。
39	第9条について、「市民と情報を共有する」ということは、市民の情報も市会へ提出しなければならないということか。市民の行政参加を重視するならば、市会が市民へ情報を「提供」することの記載で十分である。	
40	第9条について、「市民の参画の機会」とあるが、明確な説明がなければ、圧力団体等に振り回される可能性がある。	
41	第9条について、情報の共有はとても大切だと思う。	
42	第9条について、意見募集リーフレットの解説にある「市政への参画の機会が保障されなければならない」の根拠となる上位法の条文を解説に明記すべきである。	
43	第10条について、請願・陳情の明確な説明が必要である。	「請願」及び「陳情」は、法令で一般的に用いられる用語であるため、この条例で定義を規定する必要はないものと考えます。
44	第10条について、陳情に対しても審査するのは良い心掛けだと思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
45	第10条について、請願と陳情に大きな差がある。このことにより、議員と市民との間に癒着が生まれるのではないかと。	御意見として頂きました。 なお、請願や陳情は法に定められた制度であり、このことによって議員と市民との間に癒着が生じるものではありません。
46	第10条について、請願・陳情に関しては、市民の訴えをただ聴くだけではなく、「市民との調整機能」を果たさなければならない旨を記載すべきである。	第10条に定める請願・陳情の「適切な処理及び審査」とは、請願及び陳情が市民等の有する権利であるとともに、幅広い要望、提案や意見であることに鑑み、紹介議員が請願者に対して提出趣旨等の聴き取りを十分に行うこと、紹介議員による委員会での提出趣旨の説明機会を積極的に設けること、公平かつ公正な審査を行うこと、などを念頭に置いており、御意見の趣旨は含まれていると考えます。
47	第10条について、請願・陳情を公開すべきである。	請願及び陳情については、公開の場である常任委員会で審査を行っています。そして、請願及び陳情の趣旨・内容については、本会議・委員会資料として、京都市会ホームページ及び京都市会図書室で常時閲覧できる状態となっています。
48	第10条第2項及び第11条の「積極的」とは、具体的にどの程度か。	ここでは、紹介議員による請願の趣旨説明や公聴会及び参考人制度の趣旨を十分に尊重して活用を図ることについて定めるものであり、具体的な頻度について条例で特定するものではありません。
49	第11条について、公聴会は必ず公開することを明記すべきである。	公聴会については、原則として公開の下で行われるべきと考えますが、実施段階で個別に運用を検討する必要があるものと考えます。
50	第11条について、「趣旨を踏まえて」とあるが、「踏まえて」は法律用語として適さないと思う。	「踏まえて」という用語は、様々な法令で使われており、不適切ではないと考えます。
51	第11条に関して、公聴会等、若者は行かない。	御意見として頂きました。
52	第11条について、公聴会や参考人制度は形骸化している。	
53	第11条について、意見募集リーフレットの解説で地方自治法第115条の2が根拠であると示すのであれば、条文の中に「委員会について準用する」と明記すべきである。	第11条では、京都市会として、本会議、委員会を問わず、公聴会及び参考人制度を積極的に活用することを定めたものです。
54	第11条について、意見募集リーフレットの解説の中にある「利害関係者」について、詳しい解説を付けてほしい。	法令上、議案等の内容に、具体的な利害関係を有する者のことを指します。
55	第12条について、広く市民に周知するためには多様な媒体が必要である。そのための費用は、ある程度まではやむを得ないのか。	御意見のとおり、多様な広報媒体を使用した場合、それに応じた費用が発生することになります。 京都市会では、京都市会だより(議会広報紙)をはじめ、京都市会ホームページ、本会議のテレビ中継、本会議・委員会のインターネット中継、ポスターなど、多様な広報媒体を活用し、議会活動の広報に努めていますが、常任委員会及び予算・決算特別委員会(局別質疑)等のインターネット中継を無料の動画共有サービスであるユーストリームを活用して実施するなど、経費の削減に努めています。
56	第12条について、会議等の資料だけでなく、議事録を公開しないのはなぜか。誰が何を発言したか、要旨だけでも公開するよう記述すべきである。	本会議及び委員会等の議事録は、京都市会ホームページ及び京都市会図書室で全文を公開しています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
57	第12条について、市民に公開することが原則であり、非公開は限定的であるべきである。	会議等は、原則として公開しています。議事について秘密性を保持する必要がある場合には、議決により秘密会(非公開)とすることができますが、近年例はなく、限定的に扱っています。 また、会議等で用いた資料については、個人情報等を除き、原則として全て公開しています。第12条第2項については、より市民の皆様が情報に接しやすい公開の在り方を検討していくという趣旨で、「一層の公開に努める」としています。
58	第12条第1項について、「原則」という文言を削除し、公開徹底を義務付けてはどうか。	
59	第12条第1項について、「原則として公開する」の例外は何か。	
60	第12条第1項の「原則として」の文言は、「会議等・・・」の前に入れる方がよい。	
61	第12条第2項について、「努めるものとする」ではなく、公開を徹底する。	
62	第12条第2項について、公開とは開示請求による公開なのかどうか、明記すべきである。	
63	第12条第3項の「事前に」の文言は、「会議等・・・」の前に入れる方がよい。	
64	第12条第3項について、市会ホームページ等において発信とあるが、市民の大半は知らないと思う。「開かれた」というのは、(個人的な考えではあるが)市民の大半が知り得てはじめて開かれたものになると思うので、発信方法をより広げた方がよいと思う。	京都市会では、京都市会だより(議会広報紙)をはじめ、京都市会ホームページ、本会議のテレビ中継、本会議・委員会のインターネット中継、ポスターなどの広報媒体を活用し、議会活動の広報に努めています。 発信方法については、引き続き検討していきます。
65	インターネットやホームページの充実が記載されており、良いと思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
66	インターネットを用いて幅広く発信する、会議の内容等を原則公開すると定めるなど、書かれているとおりの透明性の維持を是非願います。	
67	第13条に関して、委員会をモニター室ではなく直接傍聴できるようにしてほしい。	直接傍聴については、現在、予算・決算特別委員会(市長総括質疑)において実施しているほか、市会改革推進委員会で試行実施しています。 常任委員会や予算・決算特別委員会(局別質疑)での実施については、現在の会議室ではその構造や広さの問題などがあることから、直ちに実施することは困難ですが、将来的に実施することを見据えています。第13条第3項では、そのような考えの下、「直接傍聴」という文言を盛り込んでいます。
68	第13条に関して、議会が市民の声、思いを反映する場としての役割を果たすためにも、直接傍聴の制度は必要である。インターネットやモニターでの傍聴では、緊張感がないのではないか。委員会も直接傍聴できるよう、改革してほしい。	
69	第13条に関して、委員会の直接傍聴を希望する。	



番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
70	第13条第1項について、会議等の「公開に努める」では公開しない場合もあると思われるが、「公開しない場合には住民の理解を得るべく、しっかり説明しなければならない。」とすべきである。	会議等は、原則として公開しています。議事について秘密性を保持する必要がある場合には、議決により秘密会(非公開)とすることができますが、近年例はなく、限定的に扱っています。 また、会議等で用いた資料については、個人情報等を除き、原則として全て公開しています。第12条第2項については、より市民の皆様が情報に接しやすい公開の在り方を検討していくという趣旨で、「一層の公開に努める」としています。
71	第13条第1項について、「インターネットの利用その他の方法により」は、50年後、100年後を考えると、「時宜に応じた様々な方法により」等に修正すべきではないか。	現段階での実態に応じて、具体的に記載することが市民の皆様にとっても分かりやすいと考えます。 条例施行後、年数の経過により、規定内容が現状と合わなくなった場合は、条例の改正により対応するものです。
72	第13条第2項について、インターネットを見られない人はどうするのか。「インターネット中継の推進」をわざわざ条文に記述する必要はなく、「最も多くの市民に伝わる手段とするよう努めなければならない。」とすべきである。第14条と内容が酷似しており、第13条第2項はインターネット中継を整備したいだけの規定であることが伺える。	委員会(常任委員会及び予算・決算特別委員会(局別質疑)等)のインターネット中継は、実施方法について検討を重ねた結果、平成25年11月5日から実施したものであり、第13条第2項は、中継方法について、引き続き充実したものとなるよう努めていくという趣旨で規定したものです。
73	第13条第2項について、委員会のインターネット中継は、意見募集の時点で開始しているなら、条文を修正しておくべきだったのではないか。	
74	傍聴するとよく分かるが、他の自治体では中継では映らない議員が寝ている場合があったので、議会全体の様子が分かるような中継の仕方にしてほしい。	京都市会では、常任委員会、予算・決算特別委員会(局別質疑)及び市会改革推進委員会のインターネット中継については、委員の質問時に委員全員が映されます。 中継方法については、引き続き、充実したものとなるよう努めていきます。
75	会議の中継を見ても、作文を読んでいるように見える。	
76	第14条第1項について、「ウェブサイト」の表現を万人が知っているのか検証済みか。	「ウェブサイト」という用語は、法令で一般的に用いられているものであり、関連のある一連のウェブページがまとまって置かれている、インターネット上での場所のことを言います。 一方、「ホームページ」という用語は、「ウェブサイト」に比べて、一般的になじみのある用語ではありますが、ウェブサイト内の最初のページのみを指すものです。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
77	市民に対する分かりやすい広報という観点が必要であるが、逆に分かりやすくしようと努力すればするほど、市民側は怠惰(受け身)な姿勢になっていくように思う。学校教材(地域についての勉強の際など)に一定基礎知識として取り入れるなど、市民である自覚(権利と責任)を促すような機会を得る努力をした方がよいのではないかと。	議会の広報は、幅広い市民の皆様を対象に行っていることから、議会の活動内容をできる限り分かりやすくお伝えするという事は、大変重要なことと考えています。 京都市会では、京都市会だより(議会広報紙)をはじめ、京都市会ホームページ、本会議のテレビ中継、本会議・委員会のインターネット中継、ポスターなど、多様な広報媒体を活用し、議会活動の広報に努めていますが、引き続き、市民の皆様に関心を持っていただけるよう努めていきます。 児童等に対しては、常時、小中学生の議場見学の受入れを行うとともに、年1回、小学4～6年生を対象とした「親子ふれあい議場見学会」を実施しています。その他、京都市会子どもホームページを開設したり、市会紹介DVDを作製し、市内の小中学校に配布するなどの取組を行っています。
78	小学生ぐらいから、もっと政治を身近に感じるような時間を学校行事として実施すれば良いと思う。	
79	第4章を適切に運用するためには、市民も努力する必要がある。市会が身近なものとなるよう、中学生等の社会見学として、議会の見学会を実施するなど、子どもの頃からの教育も重要だと思う。	
80	議会の活動について、市民に分かりやすく報告してほしい。	
81	議会運営や市会の開催に対する広報が不十分ではないか。	
82	広報の充実について、様々なことに経費を掛けても、市民の意識が低いままであれば残念ながら税金の無駄になる。集中と選択の視点での広報の在り方の検討も大切である。	
83	第15条について、「広聴」という言葉は、法律用語として不適切ではないか。	御意見として頂きました。 なお、「広聴」は、一般的に用いられる用語であり、市民の皆様にとって分かりやすいものと考えます。
84	第15条について、広聴という言葉は、専門家の間では死語に近く、それに代わるものとして「ステークホルダーダイアログ」や「コンセンサス会議」などが求められている。	
85	市民の声を聴く機会がもっとあればよい。一市民の声が、政府や国政に反映されることもあり得る。	議会として行う「広聴」の重要性については認識しているところですが、具体的な方策については研究途上です。引き続き、市会改革推進委員会で検討していきます。
86	広く一般の方に議会活動を知ってもらい、意見を求める場として、議会報告会や出前議会のような取組は必要である。	議会報告会等の実施については、市会改革推進委員会において議論を重ねてきたところであり、引き続き、検討していくこととしています。
87	議会としての報告会も聴いてみたい。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
88	新聞に報告会の件が掲載されていたが、そのための時間があれば、市民の税金が正しく使われているかチェックすべきである。	<p>議会報告会等の実施については、市会改革推進委員会において議論を重ねてきたところであり、引き続き、検討していくこととしています。</p> <p>また、市長等の執行機関に対する議会の監視機能も大変重要なことであると考えており、この条例の第17条でも、監視機能の充実・強化について規定しています。</p>

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(7) 「第5章 市長等と市会との関係」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
1	第17条について、監視機能の充実・強化を努力義務ではなく、義務的に位置付けているが、具体的な事項の提示がないとイメージができない。どのように強化するのか。	監視機能を含め、市会の権能を高めるための取組や方向性については、この条例の第7章に規定しています。
② 御意見に対する考え方を示すもの		
2	「市長等」の「等」は誰を指しているのか。	「市長等」とは、第3条第2号で規定しているとおり、「市長その他の執行機関」を指します。 なお、「執行機関」とは、市長のほか、市長とは別に執行権限を有する教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員等の機関のことを言います。
3	市長が正しい行動、言動をとるためにも、必要だと思う。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
4	市会と市長の関係が、独立・対等であることがよい。	
5	知事や市長が華やかなのは、疑問を感じる。	
6	二元代表制にもかかわらず、議会が与党化し、空洞化しているように感じる。	
7	議員と市長は、双方馴れ合ってはならない。	第16条は、市会と市長との関係の原則を示すものです。 また、第17条に関して、監視機能を含め、市会の権能を高めるための取組や方向性については、この条例の第7章に規定しています。
8	第16条及び第17条は抽象的で具体性がない。	
9	第16条の「市長との関係」であるが、「適切な緊張関係」とは何か、明確にすべきである。議員の資質の問題かもしれないが、市職員に対して、偉そうな言葉遣いをするのが適切な緊張関係となるのか。市職員も「〇〇先生」という議員の呼称も一考し、対等な関係で統一すべきである。	「適切な緊張関係」とは、より良い市政運営を行うために、市会と市長が独立・対等の立場で、互いにけん制し合う、緊張感のある関係のことを指します。
10	第16条について、条文と意見募集リーフレットの解説が同じであるなら、無理に解説を付ける必要はない。市会と市長は対等だと分かったが、議員同士が対等であるとの条文がないので、議員同士は対等でない(獲得票の序列)と理解するが、それでいいのか。	議員同士の関係は、選挙時の得票数等にかかわらず対等です。
11	第17条について、市長等の「等」は条文の中で省略せずに明記すべきである。「等」の内容について、第3条に戻って確認しなければならないのは不親切だと思う。	条例中に略称を置くことは、同じ文言の繰返しにより、条文が冗長となることを避けるためであり、法文として、適切な規定方法であると考えます。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
12	<p>第17条について、「監視機能」の定義がない。この条項は、市会の権限に関する重要な部分であり、範囲が不明確なままこの条項を規定すべきではない。監視機能の範囲を明確にしたうえで、市民意見を募集すべきである。議員は市民から負託されているが、全権を委任しているわけではない。この規定により、市会及び議員の暴走が止められないことを危惧する。</p>	<p>議会による市長等に対する監視は、地方自治法において定められた議会の権限に基づき、行政の適正な執行を確保するために行われるものであり、御懸念には当たりません。</p>
13	<p>第17条について、「監視機能を充実し」というのは、日本語として正しくないのではないのか。</p>	<p>御意見として頂きました。</p>
14	<p>第18条第1項について、「市会からの発信(提示)で基本計画を策定できる(それを議会が採決できる)」という趣旨の条文か。この議会基本条例のように、議決権のある市会が自ら提案し、規模を問わないたった3回の説明会さえ開けば、何でも勝手に議決してしまえるような条文に見える。それでは、議員定数や議員報酬などが勝手に改正できる。市会が、市会の都合だけで、市会のための条例制定及び改廃はできないように担保する旨の条文を入れるべきである。</p> <p>また、この条文だけでは、市会から姉妹都市盟約の提案発議ができるような印象を持つが、実際にはどうなのか。事務手続きなど、そこへ至るまでの経緯を意見募集リーフレットの解説に入れ、誰に対しても分かりやすい内容にするべきである。同時に、姉妹都市としてふさわしいかどうかのチェック項目をあらかじめ決めておくべきであり、「締結」だけでなく「解消」も文言として必要である。地方分権が進む昨今だからこそ、日本国内の自治体同士の姉妹都市にもっと焦点を絞った政策が中心となるような条文にすべきである。</p>	<p>第18条の規定内容は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、現在制定されている「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」の内容をそのまま引き継ぐものであり、現在の取扱いを変更するものではありません。</p> <p>なお、基本計画の策定及び姉妹都市盟約の締結は、法令上、市長限りで執行することができるものですが、市政にとって重要な影響を与えるものですので、その執行には議会の議決を要することとしているものです。</p>
15	<p>第18条第2項について、「市長は(略)市会に報告しなければならない」とあるが、これでは一方的に義務を課している。「報告を求めることができる」という規定に修正すべきである。</p>	<p>第18条の規定内容は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、現在制定されている「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」の内容をそのまま引き継ぐものであり、現在の取扱いを変更するものではありません。</p> <p>なお、基本計画の進行管理は、市政にとって重要であることから、毎年度その実施状況を市会に報告することを求めているもので、現に毎年度報告されています。</p>

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
16	<p>第18条第2項について、議員だけで構成される市会改革推進委員会であるが、市長に対する義務を審議する際には、行政側も参加して決めたのか。議会が行政と議員とで実施されることを思えば、市会改革推進委員会に行政側の誰も入っていないのはおかしいのではないかと。</p>	<p>第18条の規定内容は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、現在制定されている「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」の内容をそのまま引き継ぐものであり、現在の取扱いを変更するものではありません。</p> <p>なお、基本計画の進行管理は、市政にとって重要であることから、毎年度その実施状況を市会に報告することを求めているもので、現に毎年度報告されています。</p> <p>また、市会改革推進委員会は、議会機能の充実・強化及び開かれた市会の一層の推進を図ることを目的に、議員間討議を尽くす場として設置したものであるため、議員のみにより構成しています。</p>
17	<p>第18条第3項について、基本計画の「変更又は廃止をする必要があると認める」ときに意見できるだけでいいのか。必要があると認めるときは、計画の進行を一旦止めて、再度決議にかけるくらいの権限があってもよいと思う。</p>	<p>第18条の規定内容は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、現在制定されている「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」の内容をそのまま引き継ぐものであり、現在の取扱いを変更するものではありません。</p>
18	<p>第18条第3項に「変化を踏まえ」とあるが、「踏まえ」は法律用語として適さないと思う。</p>	<p>「踏まえ」という用語は、様々な法令で使われており、不適切であるとは考えていません。</p>

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
<b>(8) 「第6章 議会運営の原則等」に関する御意見</b>		
<b>① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの</b>		
1	第19条について、意見募集リーフレットの解説のとおり、会期を検討中であるならば、「必要な審議日数の在り方について、不断の改革を行う」でよいのではないかと。必要な審議日数を確保することが、なぜ議会活動の公正性・透明性を確保し、活発な討議の実施の担保や根拠となるのか、もっと具体的な根拠を示してほしい。	市会において、「必要な審議日数を確保する」ということは、議員同士又は議員と市長等が議論を尽くすことができるよう、必要な日数の会期を確保することです。必要な日数の会期が確保されることは、議案等が市民の皆様にとって開かれた場で十分に審議されることにつながり、公正性・透明性が確保されることとなります。
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>		
2	第19条について、意見募集リーフレットに書かれている通年制議会は想像できるが、一会期制については、もう少し説明がほしい。	京都市会では、一会期制の導入を検討しています。 京都市会で検討している一会期制は、ほぼ1年間を一つの定例会の会期とするもので、このことにより、年間の回数は4回から1回となります。 一会期制では、市長が毎年1回議会を招集し、市会が会期を定めます。 一会期制にした場合、①二元代表制の下、市会が常に活動能力を持つことができる、②会期の制約がなくなるため、十分な審議時間をより一層確保しやすくなる、③必要に応じて補正予算や議案を審議し、迅速な意思決定が可能となる、④市長による専決処分が減る、などのメリットがあります。
3	第19条について、現在の四会期制は、いつ市会が開かれているのか分かりにくい。今後の検討に期待する。	
4	第19条について、四会期制は審議日数が極端に少ない。報酬に見合った審議日数と活動の義務化をすべきである。	
5	第19条について、四会期制を維持すべきである。	
6	第19条について、政令市にふさわしい通年制議会を期待する。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
7	第20条について、「委員会」という文言が急に出てくるが、何なのか分からない。委員会の位置付けを述べてほしい。	<p>「委員会」とは、常任委員会、議会運営委員会(京都市会では、「市会運営委員会」と呼びます。)及び特別委員会のことであり、地方自治法及び「京都市会委員会条例」等によって定められています。そのため、この条例では「委員会」の位置付けは記載していませんが、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会 常設の委員会であり、自治体の一定の部門の事務に関する調査及び議案、請願・陳情等の審査を行います。京都市会では、現在、経済総務委員会、くらし環境委員会、教育福祉委員会、まちづくり委員会、交通水道消防委員会の五つの常任委員会があります。</li> <li>・議会運営委員会(市会運営委員会) 本会議の議事運営や議会全体の運営について協議を行う場です。</li> <li>・特別委員会 一定の期間に、特定の問題を集中的に審査・調査するために設置される委員会です。京都市会では、予算及び決算の審査については、その都度、予算特別委員会及び決算特別委員会を設置して審査を行っています。</li> </ul> <p>なお、市会改革推進委員会は、地方自治法第100条第12項に基づき、協議・調整の場として設置しているものであり、ここで言う「委員会」とは位置付けが異なります。</p>
8	第20条について、京都市の将来計画や夢を語る委員会があってもよいのではないか。	京都市会では、10年間の都市経営の基本となる京都市基本計画(平成22年策定)の審議に当たって、基本計画審査特別委員会を設置し、活発な議論を経て、議決しています。
9	第20条第1項について、公平、公正の定義を明確に示すべきである。会派の人数によっては公平を保てない場合も考えられる。	<p>第20条第1項の規定内容は、適切な委員会の活動及び運営を図るために、委員長及び副委員長は、委員の発言内容や発言機会等を公平・公正に取り扱うことを述べているものです。</p> <p>会派の人数によって質疑・質問ができる時間や順序に違いがあるような場合も、これは、相対的な区別を設けているものであり、この条文で言う「公平」性が欠けているものではありません。</p>
10	第20条第2項について、「議事整理権」が分からない。解説がほしい。	「議事整理権」とは、開会の宣告、議題の宣告、議題の審査の進行管理、散会宣告など、委員会(本会議)の運営の主宰者として、委員長(議長)に与えられた権限のことを言います。
11	第20条第2項について、討議を充実させることは当然であり、努力義務はおかしい。	委員間討議の充実が重要であるとの認識に立ち、それに向けて各委員が努力すべきことを定めたものです。



番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
12	第20条第3項について、「委員間における討議」とあるが、現状はほとんど行われていない。市会と府会の委員会の違いは、正にこのことであり、委員間の討議が必要である。	委員間における討議の充実については、第20条第2項に定めており、御意見の趣旨は含まれています。
13	第20条第3項について、各委員会で市政が的確に執行されているか十分に審議し、協議することは重要である。	議会としての監視機能を十分に発揮し、行政の適正な執行の確保に努めていきます。
14	第20条第4項について、「委員会は(略)政策提案を行う」とあるが、責任のない提案だけでは不十分である。責任も明確に規定したうえで、政策提案すべきである。	政策提案は、十分な調査研究及び議論に基づいて行います。
15	第20条第4項に記載の政策提案は、ほとんど行われていない。行政に対する単なる質問に終始している現状を見ると、会派としての意見を取りまとめ、経常的な委員会においても、何らかの政策提案として意見をまとめるべきである。	京都市会では、本会議や委員会において、随時、市長が実施する政策・施策に対する様々な提案を行っています。そのため、京都市の政策・施策の中には、議員から提案された内容が盛り込まれている場合が数多くあります。 また、議員の発案により、新たに実施することとなった政策・施策もあります。 さらに、最近では、「京都市交通安全基本条例」(平成25年5月制定)、「京都市清酒の普及の促進に関する条例」(平成24年12月制定)、「京都市自転車安心安全条例」(平成22年10月制定)を議員提案により制定するなど、条例制定という形での政策提案も積極的に行っています。
16	第21条第1項について、「明確」の定義を示すべきである。個人の感覚に左右されるものを明確にするのが、条例の役割ではないか。	第21条第1項では、議員が会議等において、質疑・質問を行う場合、市長等の答弁者が的確に答弁できるよう、質疑・質問の趣旨が伝わるようにしなければならないことを述べています。
17	第21条第2項は、「議員が何を言いたいのか分からなくて困るから、しっかりしてほしい」という趣旨だと思う。	第21条第2項は、会議等における質疑応答をより円滑にするという趣旨で設けた規定です。
18	第21条について、第3条(4)で「市長等との議論」を行うことを想定しているにもかかわらず、市長等が反問することができる旨の規定がない。中途半端ではないか。反問権を制度化すべきではないか。	反問権の付与については、「反問権」を制度化しているとされる他都市でもほとんど行使されたことはないこと、また、執行機関側と議員との間には市政等に関する情報量に差があり、「反問」により十分な質問ができなくなるおそれがあることから、質問の趣旨確認にとどめることとしたものです。
19	第21条第3項について、分割方式の採用は一步前進である。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
20	第21条第3項について、一括質問一括答弁方式を廃止し、一問一答方式としてはどうか。	一問一答方式については、現在の本会議場の構造上の課題(対面して質問・答弁を行えるような議場の構造ではない。)等がある中で、別の形式として分割方式を取り入れることとしました。 分割方式では、いくつかのテーマごとなどに分割して質疑・質問及び答弁を行います。 なお、予算・決算特別委員会や常任委員会については、一問一答方式で実施しています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
21	第21条第3項について、「一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択する」と書かれているが、一問一答方式の方が論点を明確にできるのではないかと考える。	
22	第21条第3項について、「一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択する」とあるが、方式以前の問題として、可能な限り専門用語を用いず、市民に分かりやすい質問を行うことを原則にした方がよいのではないかと考える。自分自身をPRすべく長々と質問し、質問項目が不明確な例もあり、答弁漏れがあっても指摘がない。簡潔明瞭な一問一答方式が分かりやすいと思うがどうか。これによって、短時間な会議となり、傍聴者にも分かりやすい。さらに、常任委員会の実施回数は月2回であるが、簡潔な委員会とすることにより実施回数も減らすことができる。政策論争のない、成果物を生まない、単なる行政への質問のための質問、時間つぶしのための委員会は開催せず、市職員は市民のために働かせることが肝要である。	
23	第21条第3項について、既に実施していることであり、条例がなくてもできるなら、条例を制定する必要はない。	分割方式の導入は、市会改革の取組の一つとして議論し、実施に至ったものであり、この条例において根拠を定めるものです。
24	正副議長の必要性の条文がない。現在の1年交代では、その職務が十分に遂行できると思えない。少なくとも、2年は必要ではないか。	議長及び副議長については、法律や会議規則などでその役割や権限など、様々なことが定められていることから、この条例では規定していません。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(9) 「第7章 市会の権能強化」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
＜学識経験者等の活用に関する御意見＞		
1	第22条について、学識経験者を活用する際には、相反する主張をする方を同数そろえることを規定すべきである。行政や議員に都合の良い有識者だけが活用されないようにするためである。	学識経験者等の活用に当たっては、御意見の趣旨に十分配慮しながら運用していきます。
2	第22条及び第23条について、専門的知見の活用には大いに賛成する。そのメンバー構成に関しては、一方に偏らないよう、バランスが必要である。	
3	第22条について、学識経験者の意見が現場の実情とかけ離れていることがある。当事者の意見にも、目を向けてほしい。	
4	第22条、第23条について、議会は住民の代表であり、学識経験者の代表ではない。学識経験者の専門的な知見は、必ずしも住民が希望する内容と一致しないことを、議員は肝に銘じて有識者を活用すべきである。有識者が示した知見に対して、議会は住民のための判断をしなくてはならない。そのことを、しっかりと分かりやすく条文に明記すべきである。	
＜その他の御意見＞		
5	第24条について、「各会派の代表による」とあり、この条文では無所属議員が参加できない。	政策研究会を設置する場合には、必要に応じて無所属議員の意見も聴くことを想定しています。どのような形で無所属議員が参画するかについては、状況に応じて柔軟に対応することとしています。
6	第27条について、どのように事務局の機能の充実を図るのが見えない。市会は二元代表制の一翼を担い、監視機能を充実させることが目的の一つであることから、事務局には行政側の職員を採用できないよう、規定すべきである。採用や人件費、予算まで行政側に一切干渉させない、行政側と対等な事務局であることを担保する仕組みを条文に盛り込むべきである。	地方自治法上、議会には予算執行権が与えられていないなど、現行の制度の下では、事務局と執行機関とを完全に分けることは困難ですが、監視機能の充実を図るための議会予算及び事務局職員の在り方については、引き続き検討していくこととしています。
② 御意見に対する考え方を示すもの		
7	「強化」という文言が気になる。「以前に比べて強化されてきた市会の持つ権能」という解釈でよいか。もしそうであれば、条例にも意見募集リーフレットの解説にも、以前の状態とそこからの変化についての記述が不十分であると思う。「強化」という言葉を、章名に入れるのであれば、その歴史の中の変化に鑑みた条例が必要であると思う。	第7章の章名である「市会の権能強化」とは、過去の京都市会の権能がどうであったかを念頭に置いているものではなく、将来に向かって、充実した議会活動が行われるよう取り組んでいく決意として、記載しているものです。
8	議員の権限を強化しないよう、市民目線であってほしい。	議員としての役割を十分に果たし、市民目線で議員活動に取り組んでいきます。
9	各条文に記されている事項(特に第22条から第26条まで)が着実に実行され、活用されることを期待する。	御意見として頂きました。ありがとうございます。
10	学者など有識者との意見交換は非常に有意義であるとする。積極的に行うべきである。	市会改革推進委員会では、この条例のほか、議員定数・議員報酬について検討するうえで、学識者との意見交換等を実施しました。引き続き、積極的な活用に努めていきます。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
11	「学識経験を有する者」とは、どのように選ばれるのか。丸投げになりはしないか。	「学識経験を有する者等」の選出方法については、これまで市会改革推進委員会で実施した意見交換等では、その議題にふさわしい学識経験を委員間で検討のうえ、決定しました。
12	学識経験者の選出方法が疑問である。	
13	「学識経験を有する者等」の「等」は何か。	「学識経験を有する者等」とは、大学教授など、学問上の識見や専門的知識等のある学識者のほか、各種団体の代表者など、特定の分野に精通し、高い見識や豊かな経験のある有識者などを指します。
14	第22条について、学識経験を積極的に活用とあるが、予算が必要であるなら、議員自ら調べる努力を義務付けてほしい。	市会として充実した調査研究を行うことについては、第3条に定めています。第22条では、市会が意思決定等を行うに当たって、更に専門的な観点から深く検討するために、学識経験者等を活用することを定めています。
15	第22条及び第23条について、「学識経験を有する者等」は、実に曖昧な表現である。	「学識経験を有する者等」とは、大学教授など、学問上の識見や専門的知識等のある学識者のほか、各種団体の代表者など、特定の分野に精通し、高い見識や豊かな経験のある有識者などを指します。
16	第23条について、機関の設置に関する法的な根拠を示してほしい。設置に関して、毎回条例で定めるのか、予算はどのように決めるのか、有識者への報酬の根拠となる条例など、もっと透明性のある条文にする必要がある。	市長等の執行機関の場合と異なり、議会に調査機関等を設置する法律上の根拠はなく、この条例が根拠となります。調査機関等の運用方法については、運用時に、具体的に定めることとなります。
17	第25条について、他の自治体との連携とあるが、京都府議会との連携については言及しないのか。京都市民は、京都府民でもあるので、市と府の関係が気になる。	「他の地方公共団体の議会」の中に京都府議会も含まれます。
18	第25条について、他の自治体の議会と積極的に連携することが、なぜ市会の権能を強化し、活性化することにつながるのか、この条文や意見募集リーフレットの解説では伝わらない。これまでも、連携はあったのかもしれないが、効果が示されていないので、ここでは「積極的」というよりも、「必要に応じて」にとどめてほしい。もしくは、権能強化や活性化が図れる根拠を示すべきである。	他の地方公共団体の議会と情報や課題を共有し、政策の提案や課題の解決等にかさそうとするものです。
19	第26条について、政務活動費は税金であるから、「議会活動の充実及び強化に努める」では困る。「充実させ強化すること」とすべきである。	議会活動の充実及び強化が重要であるとの認識に立ち、それに向けて会派及び議員が努力すべきことを定めたものです。
20	第26条について、政務活動費は第三者機関の監査を受けるべきである。	政務活動費については、収支報告書を京都市会ホームページで公開するほか、収支報告書と共に、全ての支出に関し、その領収書等の写しを京都市会図書室内の情報公開コーナーにおいて閲覧に供しています。 なお、政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、収支報告書に領収書等の写しを添えて議長に提出し、議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付することとなっています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
21	第26条について、政務活動費の報告や第三者チェックはどうなっているのか。規定については、定期的に見直すべきである。	
22	第26条に関して、政務活動費の使途について情報公開する条例を制定してほしい。	「京都市政務活動費の交付等に関する条例」において、政務活動費の使途内容等を記載した収支報告書等を閲覧に供することを明記しています。
23	第26条に関して、政務活動費の支出・活動内容について、不正等のチェック体制が必要ではないか。	政務活動費については、収支報告書を京都市会ホームページで公開するほか、収支報告書と共に、全ての支出に関し、その領収書等の写しを京都市会図書館内の情報公開コーナーにおいて閲覧に供しています。
24	第26条について、意見募集リーフレットの解説が、「政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として交付される費用」となっているのに、条文の中に「会派」が出てくることに違和感がある。ほかの解説の部分では、根拠となる法律が書かれている。地方自治法にも、「会派についての政務活動費」が明記されているならばよいが、根拠法を示してほしい。	政務活動費の交付については、地方自治法第100条第14項において、会派に対しても交付できると明記されています。
25	第26条第2項の「前項に定めるもの」について、わざわざ難しく書かずに、分かりやすくすべきである。	「前項に定めるもの」という表現は、法令上、一般的に用いられる表現です。
26	第26条第2項について、「京都市政務活動費の交付に関する条例」を紹介するだけであれば、必要ない。	第26条第2項は、政務活動費が「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に基づいて運用されていることを、この条例において改めて位置付けるものです。
27	第27条について、「事務局の調査及び法制に関する機能の充実」が、「事務局を調査する」と読める条文となっており、見直しが必要である。	第27条については、前段の文章（「議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、」）があるため、御懸念には当たりません。
28	第27条について、事務局の機能拡充であるが、事務局職員は所詮市役所職員ではないのか。市会の独立性が重要であるとするならば、調査や法制機能等については、議員の私設秘書等で賄えばよい。	議員の秘書等は、個々の議員の活動をサポートするために、必要に応じて、それぞれの議員が雇用している者です。市会事務局の職員は、京都市会による行政の監視や政策の立案を含めた、様々な活動をサポートするために職務を行います。
29	第28条について、意見募集リーフレットの解説において、地方自治法の条文の紹介を省略しないでほしい。	議会図書館の設置については、地方自治法第100条第19項において、「議会は、議員の調査研究に資するため、図書館を附置し(中略)送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。」と定められています。 また、「市会図書館を適正に管理運営する」とは、議員の調査研究に資する書籍・資料などを取りそろえ、書棚の整理整頓等、利用しやすい図書館環境の整備に努めることを示しています。
30	第28条について、「適正に管理運営」の「適正」の定義を示してほしい(例えば、ある事柄について、常に対立する意見をそろえるなど)。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
31	第28条について、「市会図書室を適正に運営管理」に関して、他の自治体で司書による焚書事件があったことから、このような点での対策も必要である。	
32	第28条について、市会図書室は不要である。市立図書館の分室があれば十分であり、市会図書室を維持する必要はない。議員が必要な図書は、自費で購入すべきであり、そのための議員報酬である。よって、この条項は必要ない。	
33	市会図書室がどこにあるのか、市民に分かるようにしてほしい。	市会図書室は、市役所本庁舎(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地)2階東側にあり、京都市会ホームページや本庁舎内の庁舎案内図等で御案内しています。
34	市会図書室の図書の選び方は、公平性が保たれるのか。	市会図書室では、議員の調査研究に資する書籍や資料などを取りそろえています。

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(10)「第8章 議員の定数及び議員報酬等」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
1	第29条及び第30条について、他の条例で定めているとのことであるが、基本条例であれば、見直しの手順等くらは記述すべきである。	議員定数及び議員報酬の見直しの時期や手順等は、様々な状況を考慮して検討する必要があることから、条例で一律に定めることはなじまないと考えます。
2	議員定数及び議員報酬については、市会改革推進委員会において意見がまとまっていないことを踏まえ、基本条例に盛り込むべきではないと考える。	議員定数及び議員報酬については、それぞれ別の条例で具体的に規定していることをこの条例に盛り込んでいます。
② 御意見に対する考え方を示すもの		
3	第29条及び第30条について、この内容を条例で紹介する必要はない。市会のホームページに掲載しておけばよいのではないか。	第29条は、議員の定数に関し必要な事項については、「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」で規定されていること、また、第30条は、議員報酬、期末手当、議員が職務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項については、「京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」で規定されていることを、この条例において改めて位置付けているものです。 なお、上記の二つの条例については、京都市会ホームページに掲載している「市会関係諸規程集」から御覧いただけます。
4	民主主義を守るため、議員の報酬はもっと多くてよい。定数は減らしてはならない。	御意見として頂きました。 なお、議員の定数については、「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」において、また、議員報酬、期末手当、議員が職務のため出張する場合の費用弁償については、「京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」において、具体的に定めています。  (参考) 議員定数及び議員報酬については、市会改革推進委員会において、この条例の検討とは別に、様々な観点からその在り方を検討してきました。委員会では、複数の学識者からの意見聴取を実施したうえで、委員間で議論を行い、平成26年1月の委員会で、これまでの検討経過やその結果を記載した報告書を取りまとめました。
5	定数を削減し、議員報酬は現行どおりでよい。	
6	地方ほど定数を維持し、民意を集めるべきである。	
7	第29条について、なぜ必要なのか。今後の財政状況から定数は減らすべきである。	
8	人口減に対応して、議員定数は減らすべきである。	
9	議員の定数は、明記しなくてもよいのか。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
10	定数は、11行政区で最低1名は減らすべきである。報酬も少し下げるべきである。	
11	条例に限度を明示してほしい。	
12	議員の定数は、何を根拠に決められているか知りたい。	
13	定数や報酬は、住民の注目するところである。	
14	人口当たりの議員数の観点からも、検討する必要がある。	
15	議員定数に関して、もう少し厳しい議論があってもよい。	
16	議員の定数に関して、現状の11行政区を選挙区とすることを前提とした議論だけでなく、京都市全域を捉え、選挙区の見直しをすることからの検討が必要なのではないか。選挙区の広さや人口により、議員一人一人が求められている業務量や活動量の差が大きいのではないかと考えている。右京区など、議員は区内を移動するだけでも大変だと思う。	
17	活発な議論が議会でなされることを歓迎する。そのためには、最低規模の議員数は維持しなければならず、京都市会は現状の議員定数を守るべきだと思う。納税者として、主権者として、定数の削減には反対する。また、投票することを義務にすべきで、そのためにあらゆる人が投票できるような環境整備等をしてほしい。	
18	地元の開発に関して、農家等の努力により補助が得られ前進した。このような中で、一般市民が頼れるのが議員であり、議員には十分な活動費用を与えてほしい。	
19	できる限り経費を抑えてほしい。	
20	費用弁償や政務活動費は適正なのか。	
21	議員報酬は、京都市財政に見合った常識的な額であればよい。	
22	議員報酬のみとし、ほかの手当等は廃止すべきである。	
23	旅費くらいの実費は支払うべきである。	
24	報酬は、仕事をしない議員は下げるべきである。仕事をする議員は上げればよい。	
25	議員報酬は、議員であるだけでもらえることを改善すべきである。それなりに活動する議員には、多額とは言えない。	
26	4年間年俸が変わらない制度は辞めて、毎年査定すべきである。	
27	第30条について、意見募集リーフレットの解説において、費用弁償に関する記載があるが、京都市会は全ての費用弁償をなくしたのか。費用弁償にはどれだけの種類があって、そのうちどれを廃止し、どのくらいの経費を削減したのか、具体的に書いてほしい。	本会議、常任委員会、特別委員会、市会運営委員会に出席した議員に対して、費用弁償として1日につき5千円を支給していましたが、市会改革推進委員会での検討の結果、平成23年4月から廃止しています。費用弁償が支給されていた最終年度である平成22年度の決算額は、19,605千円です。



番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
(11) 「第9章 補則」に関する御意見		
① 条例に反映させるかどうか委員会で検討したもの		
＜条例の位置付けに関する御意見＞		
1	第31条について、他の条例がこの条例に従わなければならないという印象を受け、法の下での平等に反すると思う。条例同士に上位性はないにもかかわらず、他の条例の制定や改廃の際に、この条例の趣旨を尊重するよう強いるのであれば、この条例が事実上の上位性を持っていると言わざるを得ず、法の下での平等に反する。この条例の中で、議会の公平、公正をうたったところで、この条例自体が他の条例に対して公平に欠けるのであれば、制定されては困る。この条文は削除すべきである。	第31条では、この条例が京都市会に関する基本的な事項を定める条例であることを踏まえ、京都市会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合には、この条例との整合性を図らなければならないことを定めていますが、条例の効力として、他の条例との間で上位、下位の関係に立つことはありませんので、御懸念には当たりません。
2	第31条について、事実上の最高規範性を認めており、議会基本条例を憲法のように扱っている。問題がある条文である。	
3	第31条について、他の条例や規則の上に位置する条例のような表現である。	
＜条例の検討に関する御意見＞		
4	第32条について、条例の検討に当たっては、外部の検討する機関を設置することもあるのか。	この条例の制定は、市会改革のゴールではなく、京都市会として、この条例の施行後の状況を把握し、検証していくことは欠かせません。 これまで行ってきた市会改革の取組の見直しや、この条例を具体化する新たな取組の実施については、常設している市会改革推進委員会で継続して議論していくこととしています。
5	第32条について、市会の検証を市会がすることに何の意味があるのか。市民が検証するべきである。	
6	第32条について、いつ検証するのかが書かれていない。10年後なのか。市会が本気で不断に改革に取り組むのであれば、3箇月ごとに検証してもよいくらいである。期間を決めないのであれば、検証しないのと同じである。	
7	第32条の内容は抽象的すぎるので、検証結果の公表や、検証期間の設定など、具体的に定める必要があると考える。	

番号	御意見の要旨	京都市会の考え方
8	<p>意見募集リーフレットによると、「議会運営のルール作りや議会の新たな情報発信など、京都市会のこれまでの改革の取組は、京都市会の活性化に大きな役割を果たしてきた」とされている。また、「京都市会の役割や京都市会を構成する議員の役割を明確にすることに、議会基本条例を制定する大きな意義が」あることはあろうが、ここ数回の市会議員選挙において、投票率は確実に低下している。</p> <p>市民の関心から遊離した市会が条例を制定しても、「京都特有の自治」にどのくらい貢献できるのか、大いに疑問である。</p> <p>この条例によって期待できる具体的な成果目標（例えば、市会議員選挙における投票率の向上等）を示し、その達成ができなかった場合には、この条例の見直しを行うとする条項が盛り込まれなければ、実効のある条例とはならないおそれがあると考えられる。</p> <p>少なくとも、この条例案を検討している市会改革推進委員会に所属する議員が責任を持って、市民に見える市会改革の成果目標が示されることを希望する。</p>	
<b>② 御意見に対する考え方を示すもの</b>		
9	<p>第32条で、議会基本条例の制定が市会改革のゴールではないこと、施行後、状況を把握して検証していくことが大切だということを定めている点で、個人的には好印象を持った。</p>	御意見として頂きました。ありがとうございます。
10	<p>第32条について、第31条で他の条例の「改廃」について触れているにもかかわらず、この条例に関して、「廃止」を書かないのはおかしい。この条例だけ廃止できない、廃止ににくいということなら、法の下での平等に反する。「必要があると認めるときは、この条例の改廃を含めて」とすべきである。</p>	この条例は、議会及び議員に関する基本的な事項を定める条例であり、また、京都市会の市会改革の動きを継続させていくものであることから、第32条において、「廃止」について言及するのはなじまないものと考えます。

### 3 条例と直接関係のない御意見

この条例の内容に関わる御意見のほか、次のような御意見も頂きました。

番号	御意見の要旨
1	台風18号の被害を実際に見に来たのか。
2	時代に沿った柔軟な政策に、先進都市「京都」も対応していく決意と行動を、全国に先駆けてほしい。
3	これからの揺るぎない未来を懸けて、消極的な政党を率先してほしい。
4	選挙のとき、あまりしがらみがないようにしてほしい。
5	京都市が誇る文化・伝統・産業などがより発展することを望む。
6	京都の文化・伝統は地域の住民が守り育ててきた歴史があるので、その風土を大切にしながら将来も維持できる社会を是非構築してほしい。
7	自転車安心安全条例は、徹底されているのか。
8	学生のまちとしての条例はあるのか。
9	京都伏見の酒と料亭の京料理交流会(年2・3回、ホテルで開催、1回につき200～300名(有料)、市も一部経費負担)を開催してはどうか。
10	京和菓子と宇治茶を楽しむ交流会を開催してはどうか。
11	市の景観政策について、京都市は2007年に、100年先を見越して「景観条例・デザイン基準」を施行したが、多くの犠牲を払い、現在に至っている。31m高度から15mや20mになった地域の共同住宅は、もう現行法では建替えができない。しかし、お住まいの方は、「景観のため」と皆我慢している。市内の住宅の「半分以上は共同住宅」であることを無視し、進められた景観政策は、市内住宅の高騰を生み、一般市民が魅力的な街中の住宅を入手できなくなっている(あきらめている。)。議員は、2007年の景観政策(新景観政策)と関連条例をよく理解してほしいと思う(関連法令を含め)。議員が、策定された条例を理解して活動されているかどうか疑問であり、景観規制の内容を理解していないことが気になる。

番号	御意見の要旨
12	洛陽工業高校と伏見工業高校の合併について、もっと市民に知らせるべきである。
13	行財政改革が何も変化していない。
14	新聞の「京都市版」を設けてはどうか。国政には何ページも割くが、市政は無視されているに等しい。
15	子育て支援の中で出産一時金が増えたが、いざ出産となると、サービスが向上したという理由で一時金が増えた分だけ支払金も増え、実状はまだまだ助かっているとは感じられない。
16	子育て支援を充実してほしい。子供が安全に、安心して遊べる場がほしい。
17	公共施設・公園の整備、交通事故多発の道路の整備をしてほしい。
18	京都に子供が安心して遊べる場所(広くて無料)を作してほしい。
19	防災に関する資料(台風や地震の際の緊急避難の方法等)で、すぐに手に入るようなものがほしい。
20	中学生までの医療費が無料化されているところがあるが、京都はまだお金が掛かると聞いた。何とかならないのか。もっと見える政策をお願いする。
21	オリンピックに関して、観光客が増加した場合、ホテルや駐車場などの受入れ体制はあるのか。
22	本庁(市役所)の担当部局と出先機関である区役所との連携が、典型的なお役所仕事になっているように感じた。一般市民の声を聴き、理にかなったものは地域の出先機関が十分検討し、本庁の関係部局と連携し、市民が納得できる回答をするよう努めてもらいたい。